

令和4年度 全国厚生労働関係部局長会議 資料

(社会・援護局(社会)) 令和5年1月

目 次

1	生活保護基準の見直しについて	3
2	生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直しに関する検討状況等	8
3	生活困窮者自立支援制度の推進等について	11
4	生活保護制度等について	20
5	地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進について	27
6	自殺対策の推進について	31
7	ひきこもり支援について	43
8	成年後見制度の利用促進について	48
9	福祉・介護人材確保対策について	51
10	社会福祉法人制度等について	57
11	矯正施設退所者等の地域生活定着支援について	61
	(参考) 婦人保護の移管について	63

1 生活保護基準の見直しについて

(1) 現状・課題

- 生活扶助基準については、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られるよう、5年に一度の頻度で定期的な検証を行っている。令和4年はその検証を行う年であったため、生活保護基準部会において、消費実態に係る統計調査のデータ等を用いて専門的かつ客観的な検証作業を実施し、同年12月に報告書がとりまとめられた。
- 報告書では、「生活保護を受給する個々の世帯の生活に急激な変化を生じさせないように十分配慮することが必要である。」「生活扶助基準の検証に用いた2019年全国家計構造調査の実施時点以降、新型コロナウイルス感染症だけでなく足下の物価上昇を背景として、消費実態等の社会経済情勢が変化していることについては、適切に配慮する必要がある。」等、検証結果を踏まえる上での留意点が挙げられている。

(2) 令和5年度の取組

- 生活扶助基準について、生活保護基準部会の検証結果を適切に反映することを基本として見直しを行う。
- その上で、検証年である令和元年以降の我が国の経済については、コロナ禍による影響やエネルギー・食料品を中心とした物価上昇の影響を受けており、その動向の見極めが困難であることから、当面2年間の臨時的・特例的な対応として、
 - 基準部会の検証結果に基づく令和元年当時の消費実態の水準に世帯人員一人当たり月額1,000円を加算するとともに、
 - 加算を行ってもなお現行の基準から減額となる世帯について、現行の基準額を保障することとし、見直しを令和5年10月から実施する。

(3) 依頼・連絡事項

- 令和5年10月施行となるため、生活保護事務処理システムの改修や被保護者に対する今般の見直し内容の説明等について、準備を進めていただきたい。
- 自治体の生活保護事務処理システムの改修費用に対する補助については、追ってお知らせする。

令和5年度生活扶助基準の見直しの概要

I 生活保護基準部会における検証結果の反映

- 生活扶助基準について、生活保護基準部会における検証結果を反映することを基本とする。
 - ▶ 夫婦子1人世帯+2% ▶ 年齢・級地・世帯人員別の較差体系を見直し
- その際、同部会の報告書で示された留意点を踏まえ、年齢別較差は現行の較差との差の2分の1を反映、第2類の費用は級地間の差を設けないこととする。

II 足下の社会経済情勢等を踏まえた当面の対応（令和5～6年度の2年間）

- 足下の社会経済情勢等を総合的に勘案し、当面2年間（令和5～6年度）は臨時的・特例的な措置を実施。
 - ① 令和元年当時の消費実態の水準（検証結果の反映後）に一人当たり月額1,000円を特例的に加算
 - ② ①の措置をしても現行基準から減額となる世帯については、現行の基準額を保障

III 令和7年度以降の生活扶助基準の検討

- 令和7年度以降の生活扶助基準については、今後の社会経済情勢等の動向を見極めて必要な対応を行うため、令和7年度予算の編成過程において改めて検討。
その際、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図るため、上記の検証結果を適切に反映することとした上で、これまでの基準見直しにおける配慮を参考にしつつ、その時々々の社会経済情勢等を勘案して設定。

施行時期（I及びII）： 令和5年10月～

財政影響額（I+II）： +130億円程度（令和5年度は+60億円程度）

世帯類型ごとの生活扶助基準額

世帯類型	級地	(A)現行基準	(B) 検証結果反映後		(C) 令和5年度基準(案)	
			(A)対比	(A)対比	(A)対比	(A)対比
夫婦子1人世帯 (30代夫婦、 子3～5歳)	1級地1	14.7万円	14.9万円	+1.2%	15.3万円	+4.2%
	2級地1	13.7万円	14.1万円	+3.0%	14.4万円	+5.2%
	3級地2	12.8万円	13.1万円	+2.5%	13.4万円	+4.9%
夫婦子2人世帯 (40代夫婦、 子中学生と 小学生)	1級地1	17.8万円	17.4万円	-2.5%	18.1万円	+1.5%
	2級地1	16.2万円	16.5万円	+1.7%	16.9万円	+4.3%
	3級地2	14.1万円	15.3万円	+8.3%	15.7万円	+11.1%
高齢夫婦世帯 (65歳夫婦)	1級地1	12.0万円	11.9万円	-0.9%	12.1万円	+0.8%
	2級地1	11.2万円	11.3万円	+0.9%	11.5万円	+2.7%
	3級地2	10.5万円	10.5万円	+0.4%	10.7万円	+2.3%
高齢単身世帯 (65歳)	1級地1	7.7万円	7.4万円	-3.4%	7.7万円	0.0%
	2級地1	7.0万円	7.1万円	+2.1%	7.2万円	+3.5%
	3級地2	6.5万円	6.6万円	+1.8%	6.7万円	+3.3%
高齢夫婦世帯 (75歳夫婦)	1級地1	11.2万円	10.7万円	-4.4%	11.2万円	0.0%
	2級地1	10.5万円	10.3万円	-2.5%	10.5万円	0.0%
	3級地2	9.9万円	9.6万円	-2.9%	9.9万円	0.0%
高齢単身世帯 (75歳)	1級地1	7.2万円	6.8万円	-5.9%	7.2万円	0.0%
	2級地1	6.5万円	6.5万円	-0.9%	6.6万円	+0.6%
	3級地2	6.2万円	6.1万円	-1.1%	6.2万円	+0.6%

世帯類型	級地	(A)現行基準	(B) 検証結果反映後		(C) 令和5年度基準(案)	
			(A)対比	(A)対比	(A)対比	(A)対比
母子世帯(子1人) (30代親、子小学生)	1級地1	12.2万円	11.9万円	-2.2%	12.2万円	+0.2%
	2級地1	11.4万円	11.4万円	-0.4%	11.6万円	+1.3%
	3級地2	10.7万円	10.6万円	-0.9%	10.8万円	+0.9%
母子世帯(子2人) (40代親、 子中学生と小学生)	1級地1	15.1万円	15.2万円	+0.7%	15.5万円	+3.1%
	2級地1	13.8万円	14.4万円	+4.5%	14.7万円	+6.6%
	3級地2	12.8万円	13.4万円	+4.0%	13.7万円	+6.3%
若年単身世帯 (50代)	1級地1	7.7万円	7.5万円	-3.3%	7.7万円	0.0%
	2級地1	7.1万円	7.1万円	-0.0%	7.2万円	+1.4%
	3級地2	6.7万円	6.7万円	-0.3%	6.8万円	+1.2%

※ 上記の生活扶助基準額は、第1類・第2類の費用及び経過的な措置に係る額。

※ 「(B) 検証結果反映後」は、生活保護基準部会における検証結果について、その留意点を踏まえつつ反映させた場合の基準額。

※ 「(C) 令和5年度基準(案)」は、当面2年間(令和5～6年度)の臨時的・特例的な措置を含む基準額。令和5年10月施行予定。
現行額保障となる世帯は被保護世帯の4割弱。

【参考】生活保護基準部会における令和4年検証結果（概要）

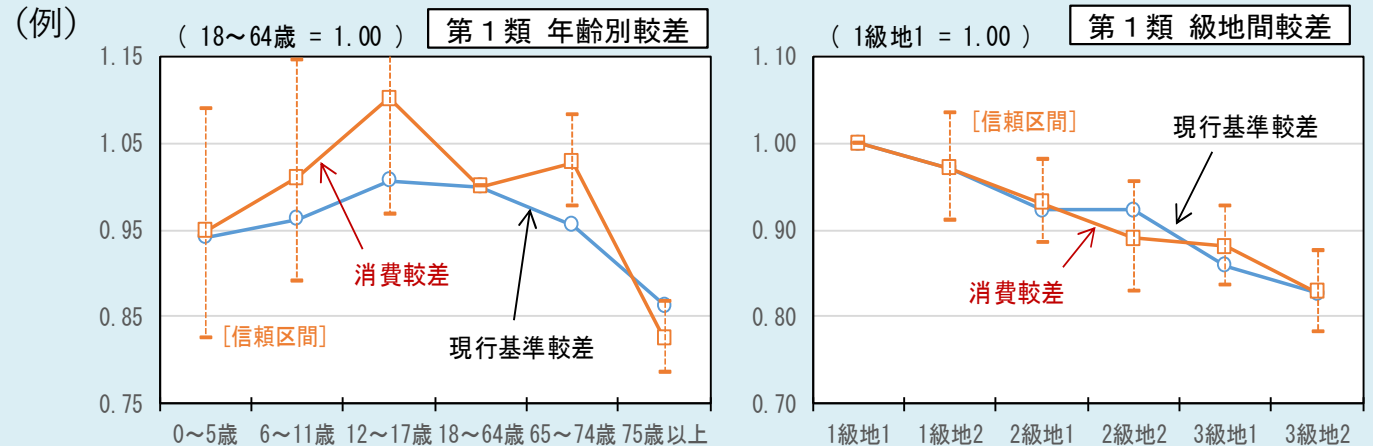
（1）基準額の水準の検証

夫婦子1人のモデル世帯
(年収階級第1・十分位)

①現行基準（生活扶助）	137,790円
②消費実態（生活扶助相当）	140,514円
(②-①) / ①	2.0%

（2）基準体系の較差の検証（年齢、級地、世帯人員別の較差）

より精緻に実態を捉えられるよう消費較差の算出方法を改善した上で、基準体系ごとの消費較差の実態と現行の生活扶助基準の較差との乖離の状況を確認。



《検証結果を踏まえる上での留意点》

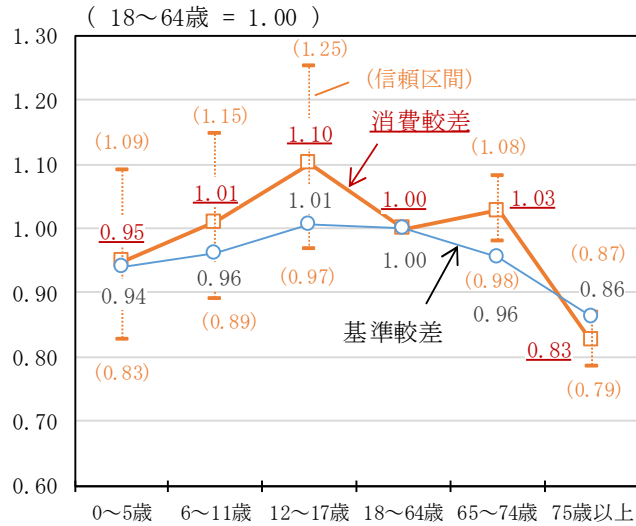
- 厚生労働省において、今回の検証結果を踏まえて、具体的な基準の見直しを検討する際には、検証作業に用いた集計結果等を機械的に適用するのではなく、各検証結果に係る留意点を十分に踏まえて対応するよう強く求めるものである。
- 特に、生活保護を受給する個々の世帯の生活に急激な変化を生じさせないように十分配慮することが必要である。
- 基準体系ごとの消費較差のうち、特に年齢別較差に関しては、消費支出が世帯単位のものであって年齢別の個人の消費を直接捉えられるものではないなど、利用可能なデータ上の制約からも幅をもってみる必要がある。そうした中で、機械的に反映させた場合には現行の基準較差から大幅な変更となることを考慮すれば、検証結果と矛盾のないよう信頼区間から外れない範囲で、激変緩和のための一定の政策的配慮はあり得るものと考えられる。
- 第2類の費用の級地間較差に関しては、必ずしも上位級地が下位級地よりも高くない状況であるため、これを機械的に反映した場合には、これまでの制度と矛盾が生じることにも留意が必要である。

* 平成29年検証で指摘された「これ以上下回ってはならないという水準」の設定については、今回、消費実態との比較によらない新たな検証手法に関する各調査研究の報告を受け、その試算結果の参照方法について検討を行ったが、様々な意見があり、部会として結論を得るには至らなかった。消費実態との比較によらない手法については、下支えとなる水準を明らかにしていくために今後も議論を重ねていくことが重要である。

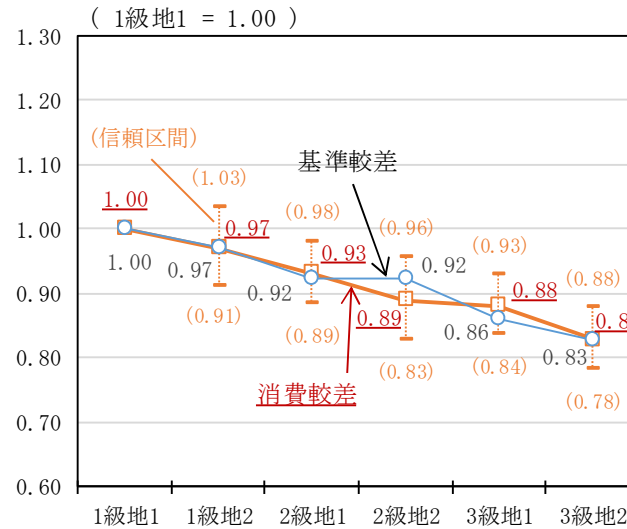
【参考】生活保護基準部会における令和4年検証結果（概要） 関連資料

《 年齢、級地、世帯人員別の較差検証の結果 》

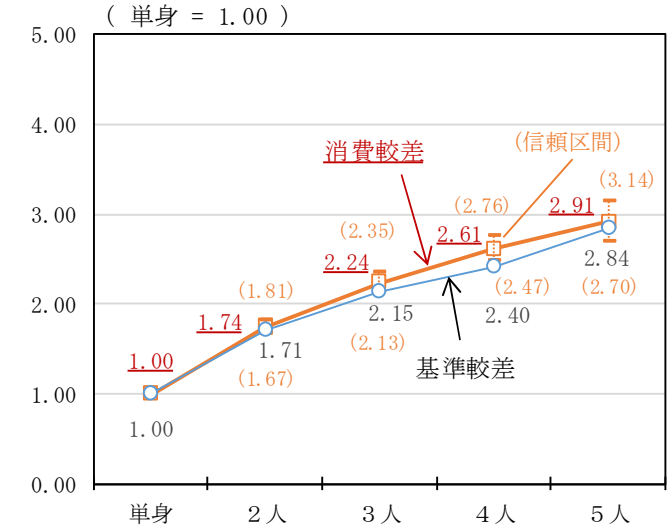
第1類 年齢別較差指数



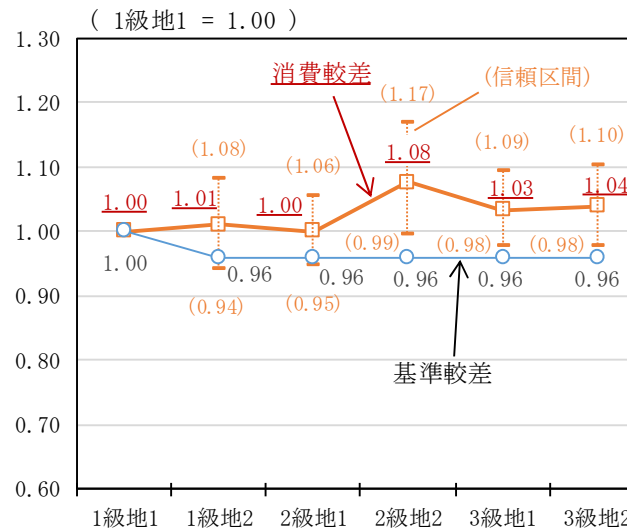
第1類 級地間較差指数



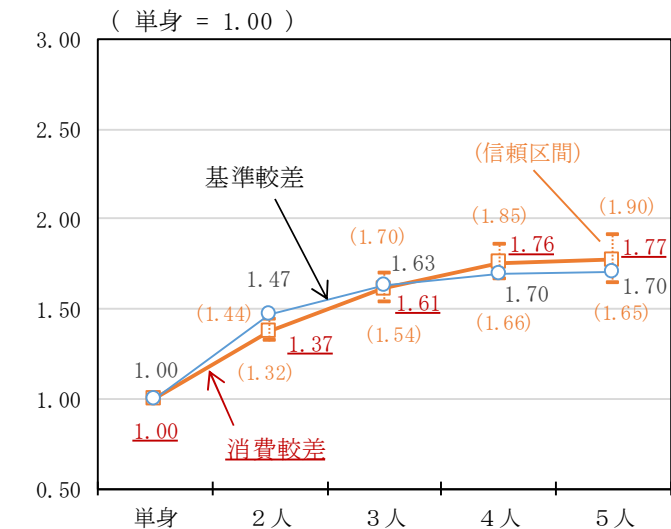
第1類 世帯人員別較差指数



第2類 級地間較差指数



第2類 世帯人員別較差指数



※ 信頼区間は、回帰分析結果の係数に基づく95%信頼区間。

2 生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直しに関する検討状況等

(1) 現状・課題

- 平成30年改正法の検討規定を踏まえ、令和4年6月より制度見直しに向けて、「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」において議論を行い、12月に「中間まとめ」をとりまとめた。
- 今後、法制上の措置が必要な事項は、現段階における整理の方向性も踏まえながら、制度化に向けた実務的な検討や自治体等との調整等を進め、結論が得られた事項について対応するとともに、運用で対応できる事項については可能なものから順次対応。

(2) 令和5年度の取組

- 中間まとめにおいては、法制上の措置が必要な事項や運用の見直しが必要な事項など様々な検討事項が含まれているところ、特に生活困窮者自立支援制度に基づき実施している事業の未実施自治体等の現状や背景等について十分に把握するため、必要な調査等の実施を検討。
- 調査等も踏まえながら、引き続き、制度改正に向けた実務的な検討や調整等を行う。

(3) 依頼・連絡事項

- 中間まとめで示された対応の方向性を踏まえ、生活困窮者自立支援制度に基づき実施している各事業等の効果的な広報や、未実施の自治体においてはその実施について、積極的に御検討いただきたい。
- 今後の制度見直しの検討に資するため、自治体の状況把握のための調査等の実施を検討中であり、依頼があった場合には御協力をお願いしたい。（例えば、生活困窮者自立支援制度に基づく各事業等の未実施の自治体について、その理由や背景等の確認や必要な環境整備等）
- また、都道府県におかれては、広域的な観点から管内市町村の状況の丁寧な把握、必要な支援の検討を進めていただきたい。

生活困窮者自立支援法及び生活保護法の見直しの枠組み

生活困窮者自立支援

生活保護

見直し規定

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）附則第8条（※）に基づく検討

（※）政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

検討の場

論点整理検討会

（計4回）

令和4年4月とりまとめ

議論の共有
連携

国と地方の実務者協議

（計6回）

令和4年4月とりまとめ



報告

ワーキンググループ（計7回）

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における議論を踏まえ、首長級との会合である「国と地方の協議」を開催予定

（参考）社会保障審議会生活保護基準部会
生活保護基準の検証手法の検討・検証を実施

令和4年
6月以降

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における議論

- 社会福祉の共通理念である「地域共生社会」の理念を踏まえつつ、「平成30年改正等による両制度の発展と課題への対応」、「新型コロナウイルス感染症感染拡大による生活困窮への対応も踏まえた課題への対応」の2つの観点から議論を実施し、令和4年12月にこれまでの主な議論を「中間まとめ」として整理。
- 今後、法制上の措置が必要な事項は制度化に向けた実務的な検討や自治体・関係省庁との調整等を進め、結論が得られた事項について対応。運用で対応できる事項については可能なものから順次対応。

I 基本的な考え方

- 社会福祉の共通理念である「**地域共生社会**」の理念を踏まえつつ、「平成30年改正等による両制度の発展と課題への対応」、「新型コロナウイルス感染症感染拡大による生活困窮への対応も踏まえた課題への対応」の2つの観点から、これまでの主な議論を**中間的に整理**。
- この中には、制度化する上でその前提となる具体的な内容や実務上の検討を要するもの等、様々なものが含まれている。
- 今後、**法制上の措置が必要な事項**は、現段階におけるこの整理の方向性も踏まえながら、**制度化に向けた実務的な検討や自治体・関係省庁との調整等を進め、結論が得られた事項について対応**するとともに、**運用で対応できる事項**については**可能なものから順次対応**していくなど必要な対応を講じていくべき。

II 各論

1. 自立相談支援等のあり方

- 生活困窮者に係る関係機関の連携・情報共有促進のための**支援会議の設置の努力義務化**を検討
- 関係機関間の役割分担を明確化し、多様で複雑な課題を抱える**被保護者の援助に関する計画を作成**できるようにすること、計画作成を始めとする**支援の調整等のための会議体を設置**できるようにすることを検討

2. 就労・家計改善支援のあり方

- 生活困窮者の自立に向けた相談支援機能を強化するため、**就労準備支援事業・家計改善支援事業の必須事業化**を検討

3. 子どもの貧困への対応

- 生活保護受給中の**子育て世帯**に対し、**訪問等のアウトリーチ型手法**による学習環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する**相談・助言を行う事業の実施**を検討
- **就労自立給付金**の対象を、**高卒で就職し1人暮らしのために世帯から独立する者等へ拡大**することを検討
- 大学進学後の生活費の支援は、生活保護の枠組みにとらわれず、修学支援新制度等の教育政策の中で幅広く検討すべき課題であり、**大学生に対する生活保護の適用は慎重な検討が必要**

4. 居住支援のあり方

- 現行のシェルター事業の対象外の生活困窮者を含め、**緊急一時的な居所確保のための支援**ができるよう検討
- **地域居住支援事業**（入居支援・見守り支援等）について、シェルター事業を実施しなくても実施できるように**運用を改善**
- シェルター事業又は地域居住支援事業の少なくとも一方の実施を**努力義務化**することを検討
- **住居確保給付金**について、職業訓練受講給付金との併給等の**新型コロナウイルス感染症への特例措置の一部恒久化**することを検討
（このほか、再支給、自営業者等への求職活動要件、児童扶養手当等の特定目的の給付の収入算定のあり方等についても検討）
- **無料低額宿泊所に係る事前届出義務違反の場合に罰則**を設けることを検討

5. 医療扶助等

- **都道府県が、市町村に対し、医療扶助・健康管理支援事業の実施**に関して広域的な観点から、**データ分析や取組目標の設定・評価等に係る助言・援助等を行うこと**を検討

6. 両制度の連携

- 生活保護世帯への支援や制度間のつながりを確保する観点から、**生活困窮者自立支援制度の就労・家計・住まいに関する事業を被保護者も利用できる仕組み**を検討

3 生活困窮者自立支援制度の推進等について

(1) 現状・課題

- 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、生活に困窮される方々に必要な支援を行うため、これまで緊急小口資金等の特例貸付や住居確保給付金、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金等の重層的なセーフティネットによる支援を行ってきたところであるが、現下の経済状況を鑑み、緊急小口資金等の特例貸付は昨年9月末、生活困窮者自立支援金は昨年12月末で申請期限を終了した（住居確保給付金の特例措置については、申請期限を本年3月末まで延長）。
- 特に、緊急小口資金等の特例貸付については、本年1月から償還を開始しているところ、償還免除の承認を受けた方や償還が困難な方など、特に支援が必要と考えられる借受人に対し、生活再建に向けた重点的な支援が求められる。
- また、生活困窮者自立支援制度の見直しについては、部会の「中間まとめ」において、支援会議の設置の努力義務化、就労準備支援事業・家計改善支援事業の必須事業化、居住支援の強化（緊急一時的な居所確保のための支援、地域居住支援事業の運用改善、シェルター事業又は地域居住支援事業の少なくとも一方の実施の努力義務化、住居確保給付金のコロナ特例措置の一部恒久化）等について検討していくことが必要とされた。

(2) 令和5年度取組

- 令和4年度第二次補正予算及び令和5年度当初予算案において、生活困窮者に対する切れ目のない支援を行い、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図るための予算を計上。
 - ① 令和4年度第二次補正予算において、特例貸付の借受人、自立支援金の終了者等へのプッシュ型によるフォローアップ支援を強化するため、自立相談支援事業、家計改善支援事業等の支援員の加配やアウトリーチ支援を行うための支援員の配置、地域のNPO法人等に対する活動支援など、柔軟な相談支援を行うための体制強化を図るほか、不安定居住者等の安定的な住まいの確保に向けた自治体の取組を支援する事業を実施することとしている。
 - ② 令和5年度当初予算案において、制度見直しの議論を踏まえ、地域居住支援事業の運用改善や就労体験・訓練先の確保に向けたモデル事業を実施するほか、子どもの学習・生活支援事業におけるヤングケアラー等の個別の課題に対応した支援強化等を図ることとしている。
- 緊急小口資金等の特例貸付の借受人のうち特に支援が必要と考えられる方や、住居確保給付金や生活困窮者自立支援金の受給が終了した者に対して、支援が途切れないうち、社会福祉協議会、自立相談支援機関、ハローワーク等と連携し、フォローアップ支援を行う。
- 制度見直しについては、今後、中間まとめで示された対応の方向性を踏まえながら、①法制上の措置が必要な事項は、引き続き制度化に向けた検討や関係機関との調整等を進め、②運用で対応可能な事項は、順次対応していく。

(3) 依頼・連絡事項

- 令和4年度第二次補正予算の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金や令和5年当初予算案を活用し、引き続き地域の実情を踏まえた積極的な取組をお願いしたい。
- 特に、緊急小口資金等の特例貸付の借受人等のフォローアップ支援のため、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金も活用し、①自立相談支援機関の支援体制の整備、②家計改善支援事業の実施・充実、③関係機関との連携をお願いしたい。
- 中間まとめで示された対応の方向性を踏まえ、任意事業の未実施の自治体においては、その実施について積極的に御検討いただきたい。住居確保給付金については、本年4月からコロナ特例の一部恒久化を予定しているため、御了解いただきたい。また、中間まとめにおいて、生活困窮者自立支援制度が十分に知られていないなどといった指摘があったことを踏まえ、積極的な広報をお願いしたい。

生活困窮者自立支援制度の概要

H31年度予算:438億円 R 2年度予算:487億円
R 3年度予算:555億円 R 4年度予算:594億円

R5年度予算案:545億円 + R4二次補正予算60億円(※)
※新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金等

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

(全国906福祉事務所設置自治体で1,388機関
(令和4年4月1日時点) 国費3/4

〈対個人〉

・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉

・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

・希望する町村において、一次的な相談等を実施 国費3/4

◇アウトリーチ等の充実

ひきこもりなどの社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対するアウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化 国費3/4

◆都道府県による市町村支援事業

・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施 国費1/2

◇都道府県等による企業開拓・マッチング支援事業

・就労体験や訓練を受け入れる企業等の開拓・マッチング・定着までの一貫した支援 国費10/10
※ 農業分野との連携等地域の実情に応じた取組の促進

本人の状況に応じた支援(※)

居住確保支援

再就職のため居住の確保が必要な者

◆住居確保給付金の支給

・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付 国費3/4

就労支援

就労に向けた準備が必要な者

◆就労準備支援事業

・一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練
※就労のみならず居場所づくりなど幅広い社会参加を支援する機能の明確化(就労準備支援事業を1年を超えて利用できるケースの明確化) 国費2/3

なお一般就労が困難な者

柔軟な働き方を必要とする者

◆認定就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)

・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度)

就労に向けた準備が一定程度整っている者

◇生活保護受給者等就労自立促進事業

・一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

◆一時生活支援事業

・住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供。シェルター等利用者や居住に困難を抱える者に対する一定期間の訪問による見守りや生活支援
・地域居住支援事業における居住支援法人との連携強化
※ 令和5年10月から地域居住支援事業の単独実施を開始 国費2/3

家計再建支援

家計から生活再建を考える者

◆家計改善支援事業

・家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援(貸付のあっせん等を含む) 国費1/2, 2/3

子ども支援

貧困の連鎖の防止

◆子どもの学習・生活支援事業

・生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援
・生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援等 国費1/2

その他の支援

◇関係機関・他制度による支援

◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援
◇就労準備支援事業等の実施体制の整備促進等 国費10/10

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

生活困窮者自立支援の機能強化事業

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 59億円の内数
(令和4年度第二次補正予算)

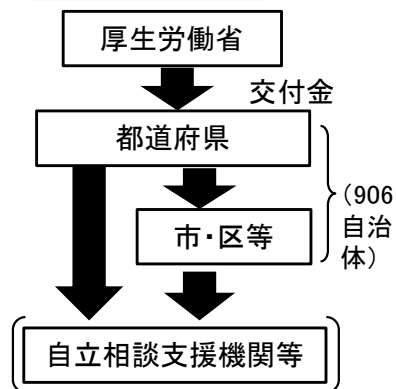
【要旨】

- コロナ禍での物価高騰への対応や、特例貸付の借受人、自立支援金の終了者等へのプッシュ型によるフォローアップ支援を強化するため、柔軟な相談支援を行うための体制強化等を行い、生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

事業実施主体

都道府県・市・区等
(福祉事務所設置自治体、
906自治体)

補助の流れ



補助率

- ①～⑦、⑨ 国3/4
⑧ 国10/10

事業内容

各自治体において、コロナ禍における物価高騰への対応や、生活困窮者自立支援金の受給者を含む特例貸付の借受人へのプッシュ型によるフォローアップ支援を強化するため、柔軟な相談支援体制を整備する等、生活困窮者の自立支援に関する必要な機能強化を行うための以下の事業を実施する。

- ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制(自立相談支援員や家計改善支援員の加配など)の強化
- ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
- ③ 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
- ④ 自立相談支援員等が支援に注力できる環境整備や住居確保給付金の迅速な支給等の支援強化を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化
- ⑤ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ⑥ 各種事業や関係機関との連携強化やオンライン相談を目的としたタブレット端末等のICT整備
- ⑦ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等
- ⑧ 生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備
 - ・ 地域の実情に応じた生活困窮者支援の連携体制等を検討するプラットフォームの設置
 - ・ 支援ニーズの増大に対応した地域のNPO法人等に対する活動支援(1団体50万円上限)
- ⑨ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

施策名：居住生活支援加速化事業

① 施策の目的

不安定居住者等の居住支援ニーズが高まっている状況を踏まえ、自治体の居住支援の取組を加速化させることで、住居を失うおそれが生じている生活困窮者の安定した住まいの確保を図る。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

住居を失うおそれが生じている生活困窮者の安定的な住まいを確保するため、居住後も継続的にきめ細かな支援を行う先進自治体の取組を支援し、全国にその取組を推進する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体) ※社会福祉法人、居住支援法人、NPO法人等へ委託可

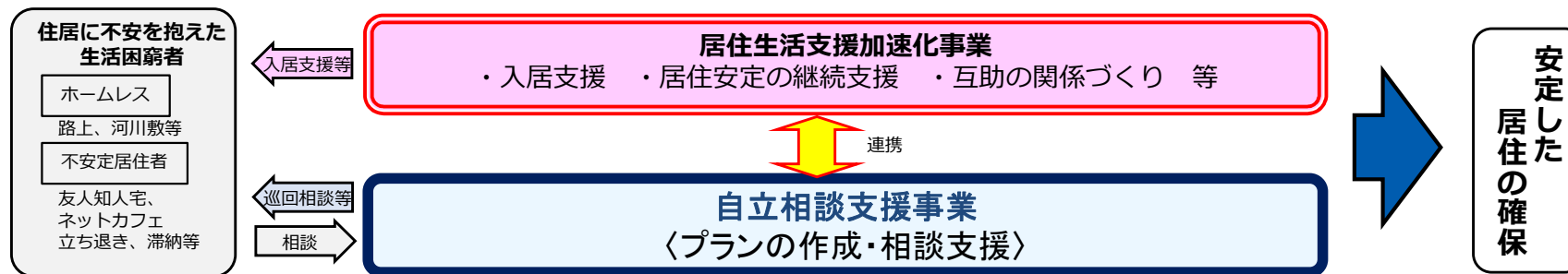
【補助率】 10/10(国庫補助基準額の上限あり)

【支援対象者】 住居を失うおそれが生じている生活困窮者

【事業内容】 以下①～⑤の取組のうち、①及び②は必須とし、住まいの相談員を配置すること。また、取組にあたっては、自立相談支援機関と連携すること。

- ①入居支援 相談、不動産業者への同行、物件や家賃債務保証業者の斡旋の依頼、入居契約等の手続き支援
- ②居住安定の継続支援 訪問等による見守りや生活支援、相談内容に応じて関係機関やインフォーマルサービス等への繋ぎ(ハローワーク、生活援助サービス等)
- ③互助の関係づくり 地域住民とのつながりの構築支援(サロンやリビング、空き家を活用した交流施設 等)
- ④地域づくり関連業務 関係機関と連携した社会資源(公営住宅、空き家、他施設等)や担い手の開拓
- ⑤その他 地域の居住支援ニーズの把握、住宅部局・福祉部局等の関係機関による共通アセスメントシートの作成など、①～④の取組に資する業務

【事業スキーム】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮し、住居を失うおそれが生じている生活困窮者のセーフティネットを強化する。

住居確保給付金の機能強化

令和5年度当初予算案 545億円の内数 (594億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 住まいを失うおそれのある生活困窮者に対して、就労の基盤となる住まいを確保することで就労自立を支援する。
- コロナ禍における特例的な対応を一部恒久化するとともに、自立支援機能の強化等が図られるよう見直しを行う。

2 事業の概要・スキーム

支給対象者

- ① 離職・廃業後2年以内の者
- ② 自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

収入要件

世帯収入の月額が均等割非課税額(年額)の
1/12+住宅扶助額以下
※別途資産要件(最大100万円以下)あり

支給額

家賃額(住宅扶助額が上限)
※収入に応じた額を支給
※原則3か月、最大9か月まで

コロナ特例の見直し

- 職業訓練受講給付金との併給を可能とする特例を恒久化
- 求職活動要件について、自治体の無料職業紹介の窓口への求職申込でも可能とする特例を恒久化
- 本則による再支給(最大9か月)について、解雇された者だけでなく、新たにシフト減等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状態にある者も対象とし、コロナ特例による再支給(3か月)は終了
※ 就労自立の意欲を阻害しないよう、再支給までの期間を1年以上空けることとする

その他の見直し

- 児童扶養手当、児童手当等の特定の目的のために支給されている手当等を収入算定から除外
- 求職活動要件について、自営業者等の場合は、一定期間、ハローワークへの求職活動に代え、事業再生のための活動でも可とする
- 「離職・廃業後2年以内」という支給要件について、疾病、負傷等のやむを得ない事情がある場合、当該事情により求職活動が困難な期間を考慮できる取扱いとする(最長4年)

3 実施主体等

- 福祉事務所設置自治体

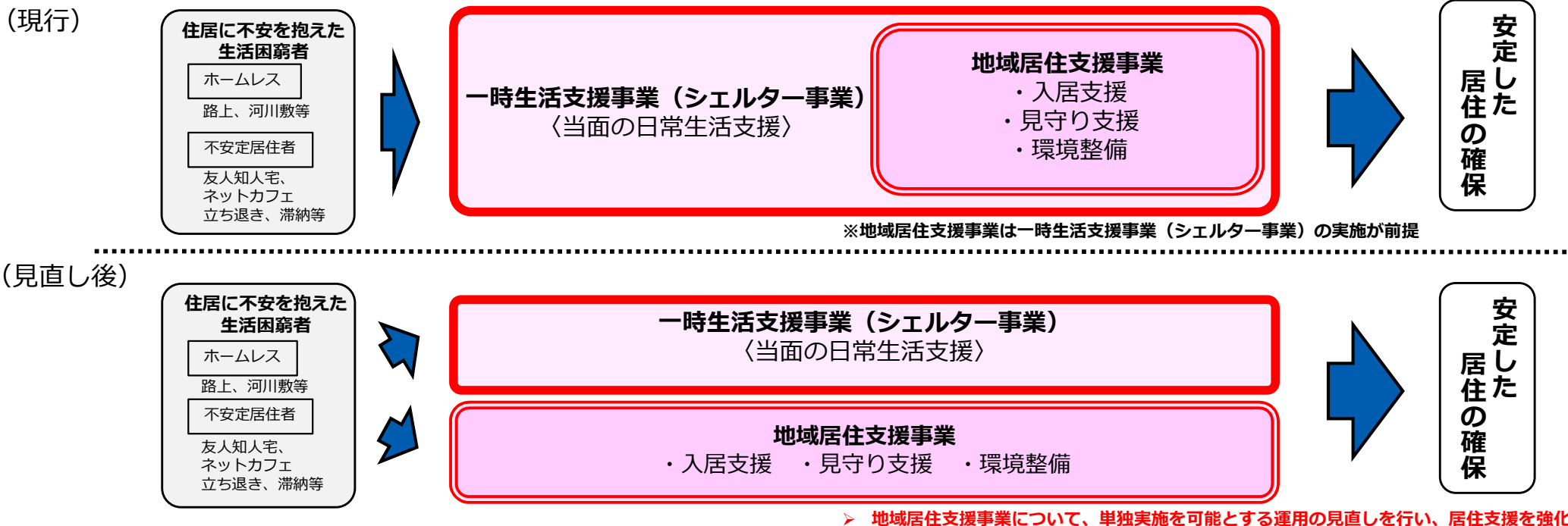
居住支援の強化（地域居住支援事業）

令和5年度当初予算案 545億円の内数（594億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 福祉事務所設置自治体においては、住居喪失者に対して一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供する一時生活支援事業を実施しているほか、シェルター退所者や不安定居住者が地域の中で安定して生活することができるよう、入居支援や見守り支援を行う地域居住支援事業を実施している。
- コロナ禍において、年代・性別・地域を問わず、住まいの確保に困難を抱えている人が多く、居住支援のニーズが顕在化していることから、一時生活支援事業の実施を前提とした地域居住支援事業について、単独実施を可能とする運用の見直しを行うなど、生活困窮者に対する居住支援の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- 福祉事務所設置自治体（社会福祉法人、NPO法人等へ委託可）

就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの再編 (マッチング支援担当者設置のモデル事業)

令和5年度当初予算案 545億円の内数 (594億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

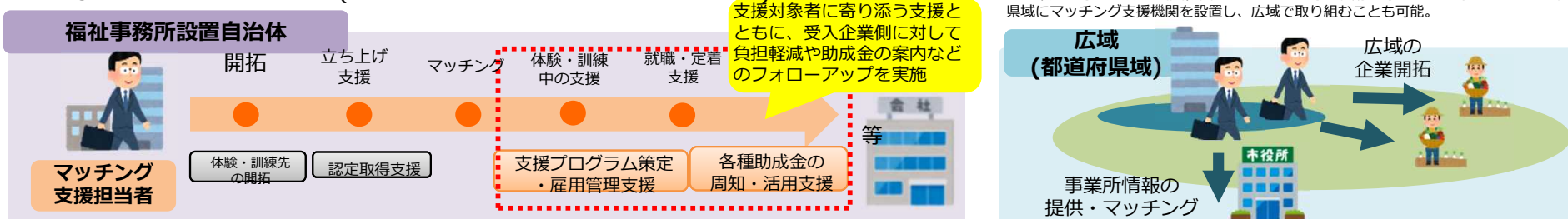
- 生活困窮者の中には、生活リズムが整っていない、社会との関わりに不安を抱えている等の課題を抱え、就労に向けて一定の準備を必要とする者も多いことから、就労に向けた準備として、就労体験や就労訓練を受け入れる場を確保し、支援対象者とその特性に応じた受入先を適切につなげることが重要である。
- こうした就労体験・訓練の受入先の確保等にあたっては、受入企業側の理解と、支援対象者の特性に応じた業務切り出しなどの支援ノウハウが必要となることから、受入先の開拓から支援対象者と受入企業とをマッチングするための事業を実施しているところであるが、
 - ・就労体験・訓練中の支援対象者・受入企業双方に対するフォローアップが不十分であり、受入企業側が対応できていない
 - ・就労体験・訓練先の開拓・マッチングは、就労準備支援事業や認定就労訓練事業など各種事業それぞれの支援員が兼務して担当しているため、支援対象者一人ひとりの特性や企業側の状況を十分に把握した丁寧な支援ができていないことや、それぞれの事業ごとに情報が共有できず支援にばらつきがあることなどが課題となっている。
- そのため、企業開拓から就労体験・訓練の効果的な実施、定着支援までを着実にを行うため、①新たに就労体験・訓練中の利用者・受入企業双方に対するフォローアップ支援を追加するとともに、②利用者の特性と企業側の受入体制を熟知し一貫した支援を行う専門員を配置するためのモデル事業を実施し、就労体験・就労訓練を活用した就労支援の取組の全国展開を検討する。

※令和2年度から令和4年度まで実施の「就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業」(補助率10/10)について、事業内容を拡充。

2 事業の概要・スキーム

企業開拓から就労体験・訓練の効果的な実施、定着支援までを着実にを行うため、福祉事務所設置自治体等で、支援対象者と受入企業への支援を同時に行うマッチング支援担当者を配置するなどにより、以下の取組を一体的に実施するモデル事業を実施する。

- ①就労体験・就労訓練先の開拓 (支援対象者の特性や地域の人手不足分野に応じた開拓)
- ②事業所に対する受入体制整備支援 (支援対象者の特性に応じた業務切り出しなど)
- ③マッチングの実施 (支援対象者の特性と事業所の特徴を踏まえたマッチング)
- ④就労体験・就労訓練先への支援・負担軽減 (支援プログラムの策定支援や雇用管理支援など)
- ⑤就職支援・定着支援 (雇用関係助成金の周知・活用支援など)



3 実施主体等

【実施主体】 福祉事務所設置自治体等
【補助率】 10/10

- 緊急小口資金等の特例貸付については、令和5年1月から償還が開始される場所、償還免除の承認を受けた方や償還が困難な方など、特に支援が必要と考えられる借受人に対し、以下のとおり、フォローアップ支援を行う。

1 償還免除を行った借受人

- ・ 自立相談支援機関に借受人の**情報を提供**、**訪問等のアウトリーチ**による**プッシュ型の積極的なフォローアップ支援**【社協】
- ・ 社協から情報提供を受け、生活困窮者自立支援制度の家計改善支援や就労支援、ハローワークや福祉事務所と連携するなど、今後の生活再建に向けた支援を実施【自立相談支援機関】

2 未応答の借受人

- ・ 償還開始の案内時に償還免除申請を**再案内**、**個別の郵送や電話等による償還免除のプッシュ型**による申請勧奨【社協】
- ・ その際、**償還に関する相談**を呼びかけ、償還中であっても一定の要件を満たす場合は償還免除を適用できること、**償還猶予**や**少額返済**の方法があることを周知【社協】

3 償還免除に至らないものの償還が困難な借受人

(1) 個々の状況に配慮した償還猶予や少額返済の案内

- ・ 収入減少や不安定就労によって生活が安定しないなど、償還が難しい借受人には償還猶予を適切に案内【社協】
 - ✓ 猶予後の償還可能性を厳密に求めず、**相談時点で償還困難な状況がある場合には積極的に猶予適用**
- ・ 計画どおりの償還が難しい借受人には、**償還計画の変更**や**少額返済**を認める【社協】

(2) 訪問等のアウトリーチによる生活再建に向けた支援

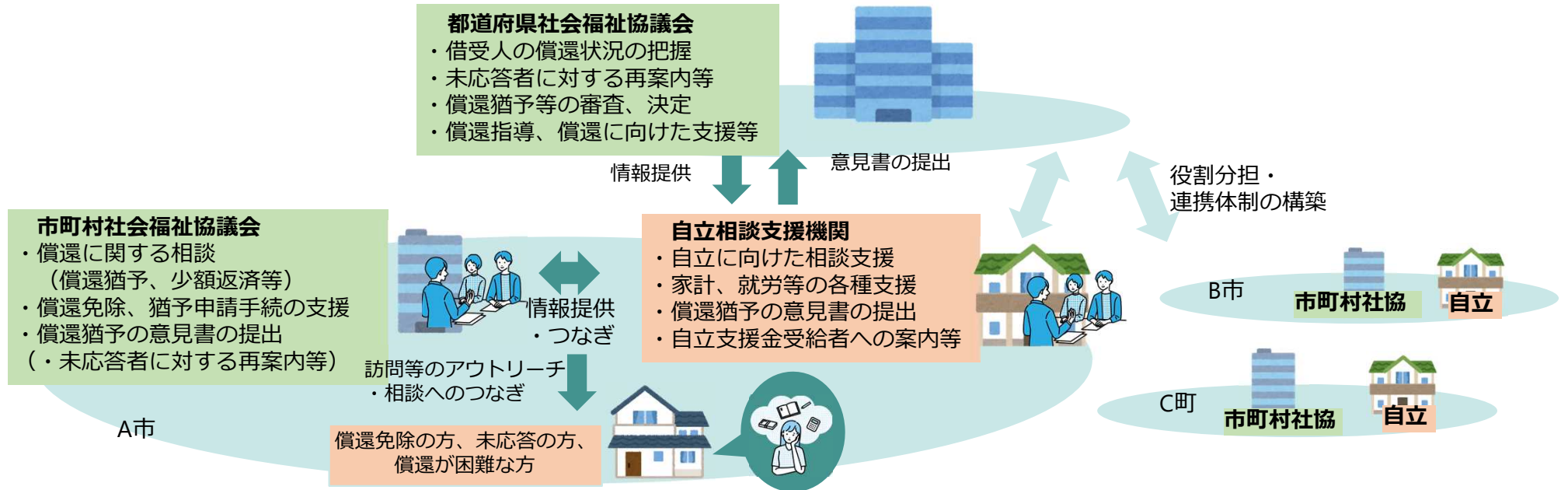
- ・ **訪問等のアウトリーチ**による**プッシュ型支援**により、償還が遅れている借受人の生活状況を把握し、自立相談支援機関等の支援につなぐ【社協】
- ・ 必要に応じ、**借受人の生活状況から償還猶予を行うことが適当である旨の意見を社協に提出**【自立相談支援機関】

4 生活困窮者自立支援金、住居確保給付金の受給者

- ・ 自立支援金の受給終了者に対し、**プッシュ型**で①特例貸付の償還免除・猶予等、②生活にお困りの場合の相談窓口を案内【自立相談支援機関】
- ・ 生活課題等のアセスメントを踏まえた支援や**アウトリーチによる相談支援**【自立相談支援機関】

緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援のイメージ (都道府県社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会・自立相談支援機関の連携)

借受人への支援にあたっては、都道府県社会福祉協議会だけでなく、日頃借受人との関係が深いと考えられる市町村社会福祉協議会が、自立相談支援機関と密に連携をとり、都道府県社会福祉協議会につなぐなど、地域の実情に応じた連携体制の構築をお願いします。



※役割分担のイメージ（一例）

	都道府県社会福祉協議会	市町村社会福祉協議会 (貸付に関する身近な相談窓口)	自立相談支援機関
償還免除の方	・プッシュ型のフォローアップ支援	情報提供 (・プッシュ型のフォローアップ支援)	・訪問等のアウトリーチ・相談へのつなぎ ・自立に向けた相談支援 ・家計・就労等の各種支援
償還免除申請未応答の方	・未応答者に対する償還免除や償還の相談についての再案内等	(・未応答者に対する再案内等) ・償還免除申請手続の支援 ・償還に関する相談	・自立支援金受給者への償還免除や相談窓口についての案内等
償還開始後、償還が困難な方	・償還猶予等の審査、決定 ・償還指導、償還に向けた支援	・訪問等のアウトリーチ・相談へのつなぎ ・償還に関する相談（償還猶予・少額返済等） ・償還免除の案内 ・償還猶予申請手続の支援 ・償還猶予の意見書の提出	・訪問等のアウトリーチ・相談へのつなぎ ・自立に向けた相談支援 ・家計、就労等の各種支援 ・償還猶予の意見書の提出

4 生活保護制度等について

(1) 現状・課題

- 生活保護制度の見直しについては、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において整理された「中間まとめ」において、被保護者の援助に関する計画作成・支援等を調整する会議体の設置、保護受給中の子育て世帯全体への支援、高卒就職者への支援、保護施設等における個別支援計画の策定、無料低額宿所への罰則創設、医療扶助等に関する都道府県の関与、困窮制度と保護制度との連携等について検討していくことが必要とされた。
- 令和5年度中の医療扶助のオンライン資格確認の導入に向け、運用課題の更なる検討を行うとともに、各福祉事務所等における導入準備を円滑に進めていくための周知広報等を行っている。
- 生活保護システム標準化については、令和4年8月末に標準仕様書1.0版を公表した。また、令和4年度内に1.1版を公表する予定。

(2) 令和5年度の取組

- 制度見直しのうち、医療扶助の適正化に関しては、重複・多剤投薬者に係る医薬品の適正使用について、福祉事務所に薬剤師等を配置又は業務委託し、指導対象者等への訪問指導等を行う取組を開始する。
- オンライン資格確認の導入に向け、運用の見直しに係る留意事項等を適時周知していくとともに、引き続きシステム改修や被保護者の初回登録支援等に係る経費について国庫補助を行う。
- 生活保護システム標準化については、標準仕様書1.1版公表以降も、今後対応すべき課題等を検討し、必要に応じて引き続き調査研究を行う。

(3) 依頼・連絡事項

- 制度見直し**については、運用で対応可能な事項のうち、順次対応できるものに関しては、今後順次通知等で方針をお示しするので、着実な対応をお願いしたい。令和5年度予算案では、多剤服薬に係る医薬品の適正使用について、福祉事務所において薬剤師等を雇用又は業務委託して、多剤服薬になっている者への服薬指導等を行う取組に対して国庫補助を行うための経費を盛り込んでいるため、積極的に協議いただきたい。なお、重複・多剤投薬者に係る医薬品の適正使用に関する取組については、今後、自治体の取組状況等把握のための調査への協力や報告を依頼することも検討しているため、ご承知おき願いたい。
また、法制上の措置が必要な事項や、運用の見直しが必要な事項については、今後、更なる検討を深める予定なのでご承知おき願いたい。その際、制度改正に向けて、国から、自治体の状況把握のための調査等を依頼する場合は、ご協力をお願いしたい。
- 医療扶助のオンライン資格確認**については、令和5年度中の導入に向けてシステム改修や社会保険診療報酬支払基金との事務委託の手続き等を着実に進めていただきたい（事務委託のスケジュール等は年度内にお示しし、契約内容例は令和5年度の早期に支払基金から示される予定）。併せて、管内の被保護者に係るマイナンバーカード取得促進等及び初回登録支援の取組み、オンライン資格確認が原則となることも踏まえ、積極的にお願いしたい。
- 生活保護システム標準化**については、令和4年12月から全国意見照会を行ったところだが、今後も意見収集を行う予定であるため、その際にご協力をお願いしたい。また、各自治体においては、令和7年度までにガバメントクラウドを活用し、標準準拠システムを利用することとされているため、その移行に向けた準備作業について適宜ご対応をお願いしたい。

生活保護の最近の状況

■生活保護受給者数

	令和3年			令和4年									
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
生活保護受給者数（万人）	203.8	203.9	204.0	203.8	203.4	203.6	202.4	202.3	202.3	202.4	202.5	202.4	202.4
対前年同月比（%）	▲ 0.6	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.6	▲ 0.7	▲ 0.8	▲ 1.0	▲ 0.8	▲ 0.8	▲ 0.7	▲ 0.6	▲ 0.7	▲ 0.7
対前月比（%）	▲ 0.01	0.1	0.04	▲ 0.1	▲ 0.2	0.1	▲ 0.6	▲ 0.02	0.002	0.013	0.1	▲ 0.03	▲ 0.01

■生活保護受給世帯数

	令和3年			令和4年									
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
生活保護受給世帯数（万世帯）	164.2	164.4	164.5	164.4	164.2	164.3	163.7	164.0	164.1	164.2	164.4	164.4	164.4
対前年同月比（%）	0.3	0.5	0.4	0.3	0.3	0.1	▲ 0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2
対前月比（%）	0.02	0.1	0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	0.1	▲ 0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	▲ 0.01	0.02

■保護の申請件数

	令和3年			令和4年									
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
保護の申請件数	18,726	21,093	17,751	19,334	16,023	19,793	17,758	20,353	20,881	22,016	20,562	21,368	19,700
対前年同月比（%）	0.6	10.6	2.6	▲ 3.6	▲ 8.1	▲ 13.4	▲ 7.3	10.6	7.2	6.1	7.1	6.0	5.2
対前々年同月比（%）	2.4	13.6	9.2	3.3	▲ 0.6	—	—	—	—	—	—	—	—
対前月比（%）	▲ 7.1	12.6	▲ 15.8	8.9	▲ 17.1	23.5	▲ 10.3	14.6	2.6	5.4	▲ 6.6	3.9	▲ 7.8

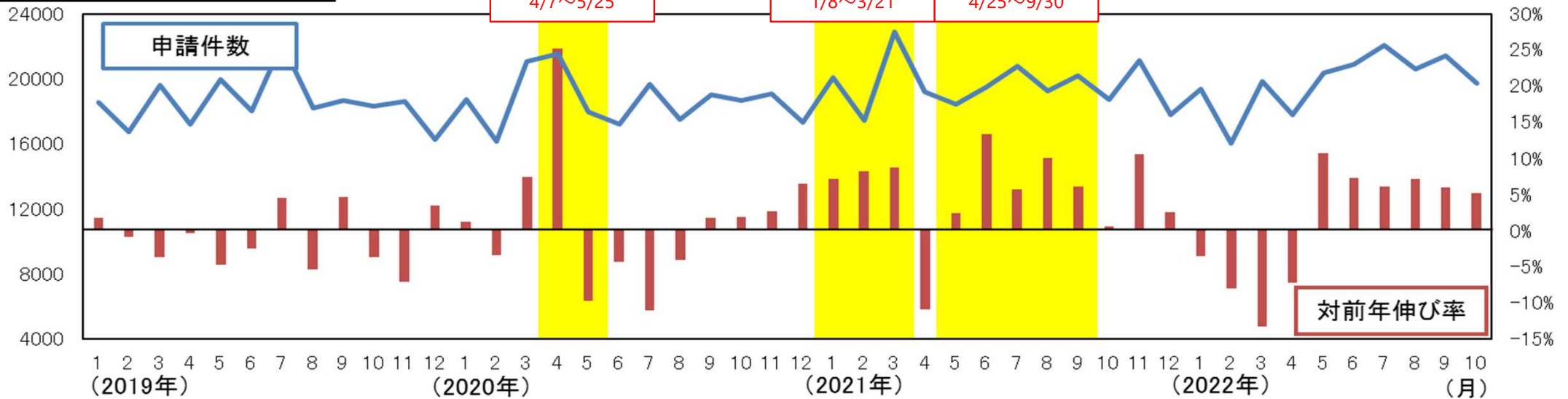
■保護開始世帯数（決定件数）

	令和3年			令和4年									
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
保護開始世帯数	16,637	18,447	17,648	15,688	15,232	17,751	15,676	17,039	17,935	18,489	17,555	18,397	17,716
対前年同月比（%）	▲ 1.7	9.1	2.2	▲ 2.4	▲ 7.8	▲ 12.7	▲ 10.4	9.2	5.4	7.5	8.8	3.2	6.5
対前々年同月比（%）	▲ 5.1	11.9	6.2	5.6	1.3	—	—	—	—	—	—	—	—
対前月比（%）	▲ 6.7	10.9	▲ 4.3	▲ 11.1	▲ 2.9	16.5	▲ 11.7	8.7	5.3	3.1	▲ 5.1	4.8	▲ 3.7

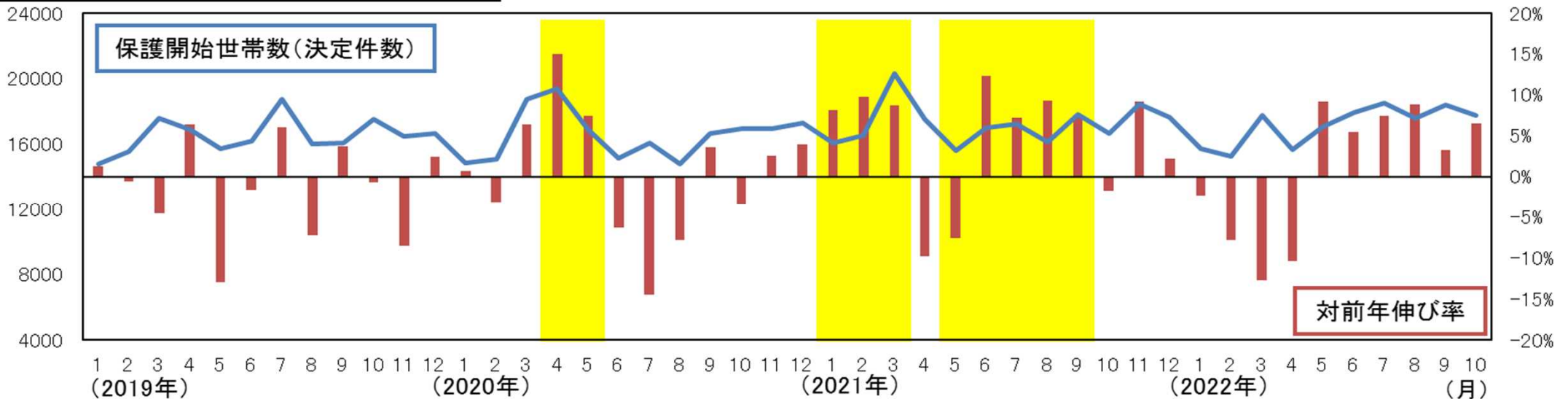
※令和3年4月以降は速報値、資料：「被保護者調査（月次調査）」（厚生労働省）

新型コロナウイルス感染拡大の前後における保護の申請・決定の動向

保護の申請件数の動向



保護開始世帯数(決定件数)の動向



多剤投薬の適正化に向けた支援等の強化

令和5年度 当初予算案 医療扶助適正実施推進事業 22.7億円（令和4年度当初予算額 10.5億円）

1 事業の目的

- 多剤投薬については、患者の薬物有害事象等のリスクを増加させ、薬剤費の増大につながるおそれもあることから、特に高齢者においてポリファーマシー（多剤服用でも特に害をなすもの）に着目した対策の必要性が指摘されている中、医療扶助における服薬指導等の取組は、これまで主に重複投薬に着目したものになっており、多剤投薬に着目した取組は、広く実施できていない。
- これらの状況を踏まえ、以下の取組を実施する。
 - ① レセプトから多剤投薬に着目した点検を実施し、多剤投薬が疑われる者を抽出する。
 - ② ①で抽出された者について薬剤師等医療関係者へ協議を行い、多剤投薬となっている者及びその主治医等への訪問指導等を実施する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

○多剤投薬適正化指導の強化

(医療扶助適正実施推進事業)

【実施主体】福祉事務所設置自治体

【補助率】3/4

薬剤師等医療関係者の配置又は業務委託により、以下に取り組む。

- ① 多剤投薬に着目したレセプト点検を実施し、多剤投薬が疑われる者を抽出。
- ② 多剤投薬となっている者に対する受診や薬局の利用方法等に関する訪問指導を実施。
- ③ 多剤投薬となっている者の医療機関・薬局への受診等に同行し、主治医等との投薬方針の検討における支援等を実施。

医療扶助のオンライン資格確認の実現方式

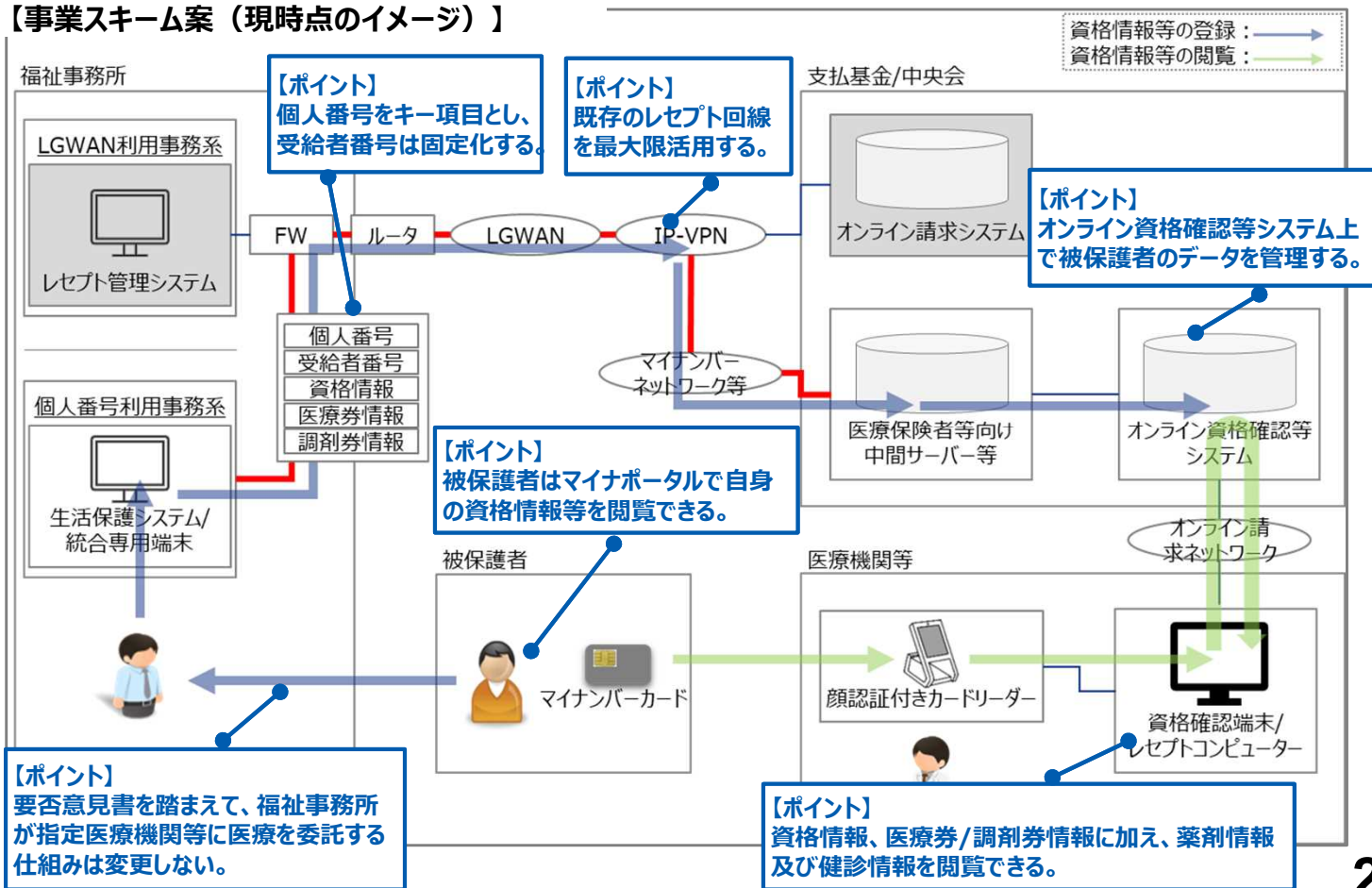
医療扶助のオンライン資格確認の導入方針

- 医療扶助のオンライン資格確認においては、医療保険におけるオンライン資格確認の仕組みを最大限活用する。
 - 医療機関等では、医療保険と同様に顔認証付きカードリーダー等を使用した資格確認を行う。
 - 上記に必要な事務は福祉事務所が社会保険診療報酬支払基金に委託する。
- 受診する医療機関等を個別に福祉事務所が決定・委託する現行の制度設計を維持する。
 - オンライン資格確認等システムには、福祉事務所から委託を受けた医療機関等の情報も登録し、当該医療機関等に医療扶助の実施が委託されている旨が伝わり、請求、審査支払い等が行われる仕組みとする。

【期待される効果】

- 事務コストの低減**
 - 紙の医療券/調剤券の発行業務の削減
 - 紙の医療券/調剤券を受領する業務の削減
 - 診療報酬の再審査請求業務の削減
- より良い医療の提供**
 - 薬剤情報の閲覧
 - 健診情報の閲覧
 - 医療扶助のデータのNDBへの連携
- 制度の信頼性の向上**
 - 医療保険と同様の本人確認(顔認証等の活用)による確実な資格確認
 - 頻回受診の傾向がある被保護者等の迅速な把握/指導

【事業スキーム案（現時点のイメージ）】



医療扶助のオンライン資格確認の導入スケジュール

- 令和5年度中に本格運用が開始される前提で医療扶助のオンライン資格確認の導入を進める。
(現時点において想定しているスケジュールであり、事項も含め、今後変更がありうる。)

	2021年度(令和3年度)				2022年度(令和4年度)				2023年度(令和5年度)				
	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	
マイルストン												医療扶助のオンライン資格確認の運用開始	
厚生労働省	調査研究				課題検討・周知								
				要件整理	福祉事務所向け技術解説書作成	福祉事務所向け説明	福祉事務所向けポータル/サービスデスク						
					医療機関等ベンダ向け技術解説書作成(手引書も含)	ベンダ向け説明	ベンダ向けポータル/サービスデスク						
支払基金中央会							稼働準備		福祉事務所向けポータル/サービスデスク				
							ベンダ向けポータル/サービスデスク		医療機関等向けポータル/コールセンター				
							医療保険者等向け中間サーバー等改修/オンライン資格確認等システム等改修						
医療機関・薬局/システムベンダ							パッケージ改修	テスト	導入/設定	運用テスト			
福祉事務所/システムベンダ						開発	外部接続テスト		資格情報等登録	資格情報等登録(差分)			
								運用テスト					

オンライン資格確認の導入時の想定対応事項

<支払基金・中央会>

- 福祉事務所システムから連携された被保護者の資格情報・委託医療機関情報等を受信・登録する機能を追加
- 医療機関等からの照会に対し被保護者の資格情報・委託医療機関情報等を提供する機能を追加
- マイナポータルからの照会に対し被保護者の資格情報・委託医療機関情報等を提供する機能を追加等

<医療機関等・システムベンダ>

- オンライン資格確認等システムから被保護者の資格情報・委託医療機関情報等を取得する機能を追加等

<福祉事務所・システムベンダ>

- 被保護者の資格情報・委託医療機関情報等を送信する機能を追加等

※上記スケジュールの他、国においてマイナポータルの改修に必要な対応も実施予定

	2021年度(令和3年度)				2022年度(令和4年度)				2023年度(令和5年度)			
	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
補助金執行スケジュール							事前協議	交付申請	交付決定			
									事前協議	交付申請	交付決定	

<補助金執行スケジュール>

- 令和5年度においても、国庫補助を予定。

生活保護関係の令和5年度予算（案）

- 生活保護を必要とする方に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。また、被保護者の自立を助長するため、就労による被保護者の自立支援の強化等を進める。
- 生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、レセプトを活用した医療扶助の適正化や収入資産調査の取組強化による収入認定事務の適正化等を実施する自治体の支援を行い、生活保護の適正実施を推進する。
- 生活扶助基準について、検証結果を適切に反映することを基本としつつ見直しを行う。
その上で、足下の社会経済情勢等を踏まえ、令和5～6年度については、以下の臨時的・特例的な対応を行うこととし、令和5年10月から実施。
 - ・ 検証結果による額に月額1,000円／人を加算
 - ・ 加算後もなお現行の基準額から減額となる世帯は現行の基準額を保障

生活保護費負担金

令和5年度予算(案) 2兆7,901億円（対前年度当初予算額 ▲112億円）

内訳	生活扶助等	1兆3,198億円	（対前年度当初予算額	+154億円）
	医療扶助	1兆3,872億円	（対前年度当初予算額	▲290億円）
	介護扶助	831億円	（対前年度当初予算額	+24億円）

令和5年度生活保護関係負担金・補助金等の新規・拡充事項

- ① 多剤投薬の適正化に向けた支援等(新規) 12.1億円
多剤投薬は、患者の薬物有害事象等のリスクを増加させるとともに、薬剤費の増大につながるおそれもあることから、多剤投薬に着目したレセプト点検を実施し、多剤投薬となっている者等へ薬剤師等と連携の上で訪問指導等を実施する。
- ② 医療費情報・服薬情報の通知(新規) 医療扶助適正実施推進事業の内数
医療費情報及び服薬情報を通知することにより、被保護者が医療の受診や服薬状況等を把握することで、個人の気付きによる受診行動等の改善を促す。
- ③ 生活保護就労支援員全国研修会(新規) 15百万円
生活保護就労支援員の支援力向上等を図るため、生活保護就労支援員を対象にした研修会を実施する。

(参考)令和4年度補正予算

- 保護施設等における感染拡大防止対策に係る支援（新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 59億円の内数）
- 感染拡大の影響に伴う福祉事務所の体制強化（新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 59億円の内数）
- 医療扶助のオンライン資格確認の導入に係るシステム改修等 57億円
- 生活保護業務のデジタル化等に向けた取組支援 2.2億円
- 生活保護業務関係システムの改修 25億円 等

5 地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進について

(1) 現状・課題

- 市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、令和3年4月より、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②多様な参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業（任意事業）が施行された。
- 令和4年度においては134市町が重層事業を実施しており、令和5年度は189市町村が実施予定である。重層事業の効果的な実施を進めていくとともに、実施を希望する市町村が円滑に本事業に移行できるよう、適切な支援が必要である。

(2) 令和5年度の取組

- 重層事業を実施する市町村を対象に、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる補助と、多機関協働等の新たな機能にかかる補助を加えて一体的に執行できる重層事業交付金を交付する。
- 都道府県において包括的な支援体制を整備する市町村をさらにバックアップするため、都道府県が行う市町村への後方支援に必要な経費に対する補助を実施するほか、重層的支援体制整備事業への移行を希望する市町村に対して補助を実施する。
- 国において、都道府県・市町村職員や重層事業に従事する職員等を対象とした人材養成事業を実施する。

(3) 依頼・連絡事項

- 市町村においては、重層事業の実施に向けて、分野を超えた部局横断の連携体制の検討及び整備を進めるとともに、重層事業の実施計画の策定や事業を実施する際の市町村内の毎年度の予算編成や予算執行にかかる体制の構築をお願いします。
- 都道府県においては、地域共生社会の実現に向けた市町村の創意工夫ある取組を支援するため、都道府県後方支援事業を活用するなど、管内市町村への積極的な支援をお願いします。また、重層事業における多機関協働事業等の負担割合は、従来からお知らせしていたとおり、令和5年度以降、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4となるため、都道府県におかれては、市町村に対し適切に交付するようお願いする（地方負担分については、地方財政措置が講じられる予定）。

重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

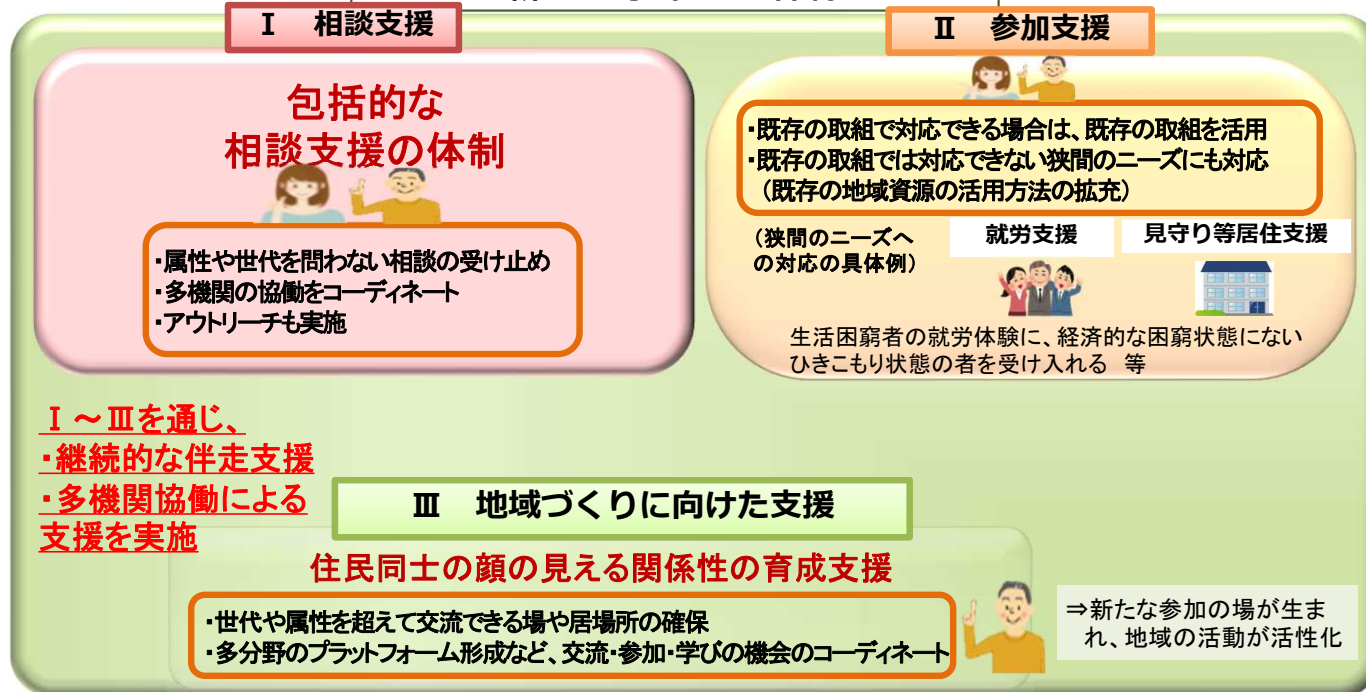
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

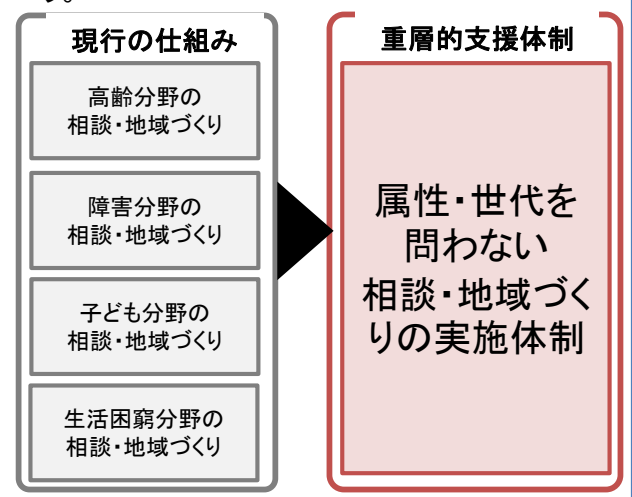
→ **令和3年4月1日施行**

新たな事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。**



地域共生社会の実現に向けた地域づくり

令和5年度予算案
351億円
(令和4年度予算:261億円)

【重層的支援体制整備事業】 令和5年度予算案：322億円（令和4年度予算：232億円）

- 社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域包括支援センターの運営（介護分野） ・基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野）	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮分野）	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	○ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国:1/2 都道府県:1/4 市町村:1/4

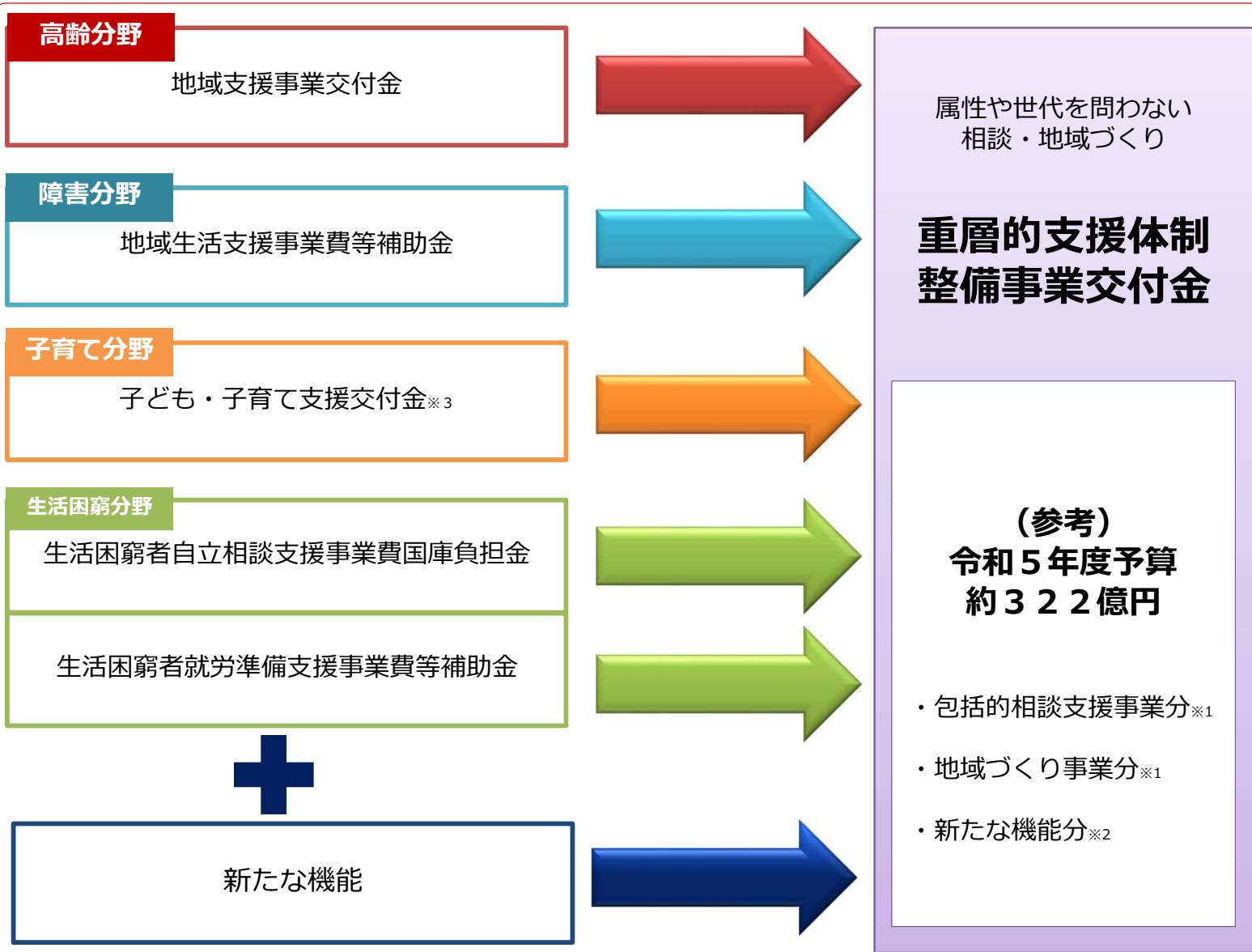
【その他（包括的な支援体制の整備に向けた支援）】 令和5年度予算案：29億円（令和4年度予算：29億円）

- 市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援等を行う。

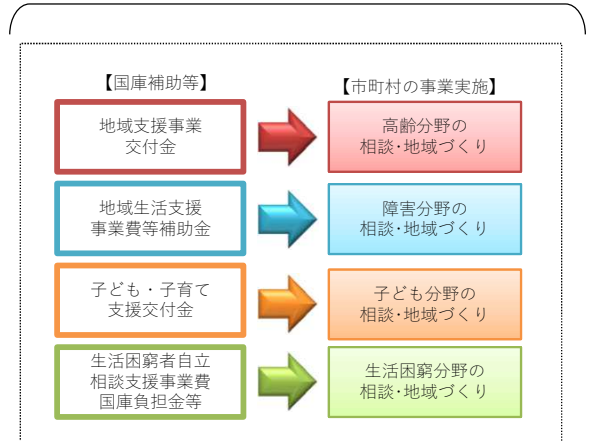
事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○ 重層的支援体制整備事業への移行準備に必要な経費 ※改正社会福祉法の施行から一定期間が経過していること等を踏まえ、令和5年度以降に新規実施する自治体については、国庫補助の上限額を見直す予定。	市町村	国:3/4 市町村:1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○ 市町村における包括的な支援体制の構築を進めるために行う、都道府県による市町村への後方支援の取組に必要な経費	都道府県	国:3/4 都道府県:1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○ 重層的支援体制整備事業の実施市町村、都道府県、本事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	(委託費)

○重層的支援体制整備事業交付金は、高齢、障害、子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業^{※1}の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能^{※2}を追加して一括して交付する。

重層的支援体制整備事業（実施は市町村の任意）



(参考：現行の仕組み)



<※1 既存事業について>

- 包括的相談支援事業
 - ・高齢（地域包括支援センターの運営）
 - ・障害（基幹相談支援センター等機能強化事業等）
 - ・子育て（利用者支援事業）
 - ・生活困窮（生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業）

- 地域づくり事業
 - ・高齢（地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業）
 - ・障害（地域活動支援センター機能強化事業）
 - ・子育て（地域子育て支援拠点事業）
 - ・生活困窮（生活困窮者のための地域づくり事業）

<※2 新たな機能について>

- ・多機関協働事業
- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ・参加支援事業

<※3 子育て分野の予算計上について>

- ・子ども・子育て支援交付金は内閣府計上
- ・重層的支援体制整備事業交付金については、内閣府から予算を移管し、厚生労働省へ計上

6 自殺対策の推進について

(1) 現状・課題

- 令和2年は新型コロナウイルス感染症等の影響を受け自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことにより、自殺者数は11年ぶりに増加に転じた。令和3年は、自殺者数の総数は対前年差で減少に転じたが、女性の自殺者数は2年連続で増加するとともに、小中高生の自殺者数は過去最多の水準となるなど、今後対応すべき新たな課題も顕在化。
- 新たな自殺総合対策大綱を策定(令和4年10月14日閣議決定)し、今後5年間で取り組むべき施策を位置づけ。
- 令和4年は、4月までは対前年差で減少していたが、5月以降は対前年差で増加に転じた。令和4年の速報値では、総数としては、21,584人で前年から577人増加となっている(※)。 ※令和5年1月20日時点 令和4年(速報値) 21,584人、令和3年 21,007人

(2) 令和5年度の取組

- 関係省庁、自治体、民間団体等が一丸となり、新たな自殺総合対策大綱に掲げる施策を推進。
- 全国におけるゲートキーパー養成の取組、自傷・自殺未遂者レジストリ、「若者の自殺危機対応チーム」を推進。
- 地域自殺対策強化交付金において、令和3年度より
 - ① 国において、全国規模でSNS相談を実施する「基幹SNS相談事業者」を選定し、事業者と自治体や支援団体が連携し、入口から出口まで一環した包括的支援体制を構築。
 - ② 都道府県、市町村において、SNS地域連携包括支援事業として、「基幹SNS相談事業者」と連携した包括的支援体制を構築するため、相談支援を行う専任職員を配置し、地域のネットワークを活用しつつ、相談者の相談内容に応じた具体的かつ継続的な支援を実施。
- コロナ禍における自殺リスクの高まりへの懸念から、令和4年度補正予算に相談体制の拡充や相談員の養成、情報発信の強化等に係る経費を計上しており、来年度も継続した支援を実施。

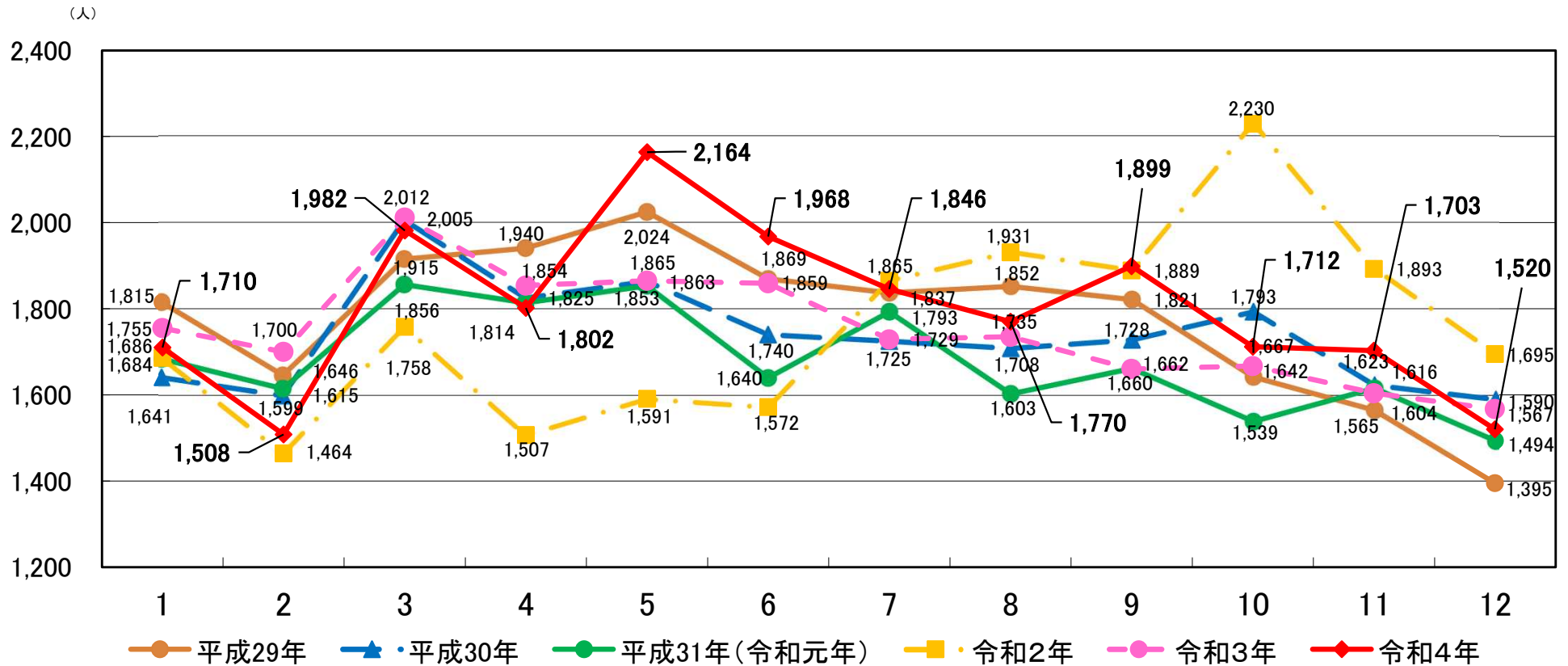
(3) 依頼・連絡事項

- 新たな大綱を踏まえ、**地域自殺対策計画の改定、地域の支援関係者とのネットワーク構築、地域自殺対策推進センターの機能強化等**、地域の実情に応じた対策を推進願いたい。
- 自殺対策強化月間に向けて、3月は特に40代、50代を中心とした中高年男性の自殺者が多くなる傾向を踏まえて、中高年男性に相談を呼びかける広報ポスター、広報動画を作成していることから、**当該月間における相談事業の強化や普及啓発**について願います。
- SNS相談内容に応じた包括的支援体制を構築し、強化するためには、**より多くの地方自治体及び地域のネットワークが連携した対応が不可欠であるため、SNS地域連携包括支援事業の積極的な活用**をお願いしたい。
- 自殺対策基本法において、都道府県や市町村が自殺対策計画を定め(第13条)、本計画に基づく地域の状況に応じた自殺対策に要する経費に充てるため交付金を交付する(第14条)とされており、地域自殺対策強化交付金の交付に当たり**大綱に基づく自殺対策計画の策定が要件**となるので留意願いたい。また、**予算の適正執行等の観点から、交付金の交付の趣旨に則った事業内容の精査**に遺漏のないようお願いする。
- JSCP(※)において、自治体に対する支援を行う「自治体コンシェルジュ」を配置しているので引き続き活用いただきたい。

※ 厚生労働大臣指定法人(一社)いのち支える自殺対策推進センター

自殺者数の最近の動向（月別総数）

令和5年1月20日現在



		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
令和4年	合計	1,710	1,508	1,982	1,802	2,164	1,968	1,846	1,770	1,899	1,712	1,703	1,520	21,584
	男性	1,143	1,025	1,343	1,224	1,446	1,311	1,241	1,206	1,265	1,186	1,137	1,016	14,543
	女性	567	483	639	578	718	657	605	564	634	526	566	504	7,041
令和3年	合計	1,755	1,700	2,012	1,854	1,865	1,859	1,729	1,735	1,660	1,667	1,604	1,567	21,007
	男性	1,182	1,142	1,336	1,244	1,225	1,222	1,160	1,116	1,107	1,120	1,062	1,023	13,939
	女性	573	558	676	610	640	637	569	619	553	547	542	544	7,068
対前年増減数(月別) (4/3)	総数	-45	-192	-30	-52	299	109	117	35	239	45	99	-47	577
	男性	-39	-117	7	-20	221	89	81	90	158	66	75	-7	604
	女性	-6	-75	-37	-32	78	20	36	-55	81	-21	24	-40	-27
対前年増減率(月別) (4/3)	総数	-2.6%	-11.3%	-1.5%	-2.8%	16.0%	5.9%	6.8%	2.0%	14.4%	2.7%	6.2%	-3.0%	2.7%
	男性	-3.3%	-10.2%	0.5%	-1.6%	18.0%	7.3%	7.0%	8.1%	14.3%	5.9%	7.1%	-0.7%	4.3%
	女性	-1.0%	-13.4%	-5.5%	-5.2%	12.2%	3.1%	6.3%	-8.9%	14.6%	-3.8%	4.4%	-7.4%	-0.4%

※令和3年は確定値。令和4年は11月までは暫定値、12月は速報値（年間の合計も速報値）。

新たな「自殺総合対策大綱」のポイント（令和4年10月14日閣議決定）

- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、これまでの取組みに一定の効果があったと考えられる。（平成18年:32,155人→令和元年:20,169人）
- 自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いているが、更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、今後5年間で取り組むべき施策を新たに位置づけ。

1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- ▶ 子どもの自殺危機に対応していくチームとして学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組み等の構築。
- ▶ 命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- ▶ 学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
- ▶ 令和5年4月に設立が予定されている「こども家庭庁」と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。

2 女性に対する支援の強化

- ▶ 妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化。

3 地域自殺対策の取組強化

- ▶ 地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援。
- ▶ 地域自殺対策推進センターの機能強化。

4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。
- ▶ 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化。

■ 孤独・孤立対策等との連携 ■ 自殺者や親族等の名誉等 ■ ゲートキーパー普及※ ■ SNS相談体制充実 ■ 精神科医療との連携
■ 自殺未遂者支援 ■ 勤務問題 ■ 遺族支援 ■ 性的マイノリティ支援 ■ 誹謗中傷対策 ■ 自殺報道対策 ■ 調査研究 ■ 国際的情報発信など

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

自殺総合対策の推進

＜自殺総合対策大綱に掲げた数値目標＞
自殺死亡率を令和8年までに
平成27年比で30%以上減少

1. 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進 (令和5年度予算案:29.8億円)

- 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）に基づき、地域の実情に応じた相談対応、普及啓発、自殺未遂者や自死遺族への支援等に対する実践的な自殺対策の取組を支援。
- 悩んでいる人に「気づき」、「声かけ」などを通じ、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーの養成や支援を充実。（一部新規）
- 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、救急病院退院後の地域における必要な支援へのつなぎや継続的支援を行うモデル事業の実施。（新規）
- 多職種 of 専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者への対応が困難な場合に、助言や直接支援を行うモデル事業の実施。（新規）

3. 新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた 自殺防止対策の強化(令和4年度補正予算額:59億円の内数)

- 新型コロナウイルス感染症による経済活動や社会生活への影響、また、社会的孤立等の影響による自殺リスクの高まりが懸念されていることから、地方自治体や民間団体が行う自殺防止に関する相談体制等の強化を支援する。

令和5年度予算案 37億円(令和4年度36億円)

【内訳】

地域自殺対策強化交付金	29.8億円 (28.7億円)
調査研究等業務交付金	4.9億円 (4.9億円)
地域自殺対策推進センター運営事業費	1.1億円 (1.1億円)
その他(本省費等)	1.2億円 (94百万円)

※令和4年度第二次補正予算額

・新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 59億円の内数

2. 指定調査研究等法人の機能確保等 (令和5年度予算案:7.2億円)

- 我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人において、調査研究の充実や地域の自殺対策への取組支援を実施するとともに、自傷・自殺未遂レジストリを活用した自殺未遂者支援を推進。
- 地域自殺対策推進センターが、管内市町村における自殺対策の支援を実施。
- 自殺予防週間及び自殺対策強化月間等に、全国的な普及啓発活動を実施。
- ゲートキーパー普及に向けた基盤の構築。(研修教材作成、講師養成等) (新規)

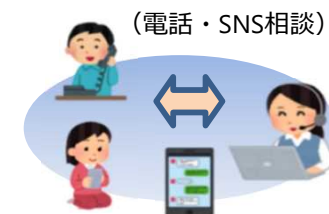
若者の自殺
危機対応チーム



ゲートキーパー
養成・支援



電話・SNSを活用した
相談体制の支援強化



令和5年度当初予算案 30億円の内数 (一) ※ () 内は前年度当初予算額

(30億円の内訳)	
地域自殺対策強化交付金	30億円
委託費 (ゲートキーパー基盤整備事業分)	0.3億円

1 事業の目的

- 自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)においては、ゲートキーパーの取組の更なる普及促進に向けて以下の内容等が盛り込まれている。
- ・ゲートキーパーの養成を通じて、自殺や自殺対策に関する正しい理解促進の取組を推進する。
 - ・自殺の危険を示すサインに気付き、声を掛け、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守ったりする、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成する。自殺予防週間、自殺対策強化月間における集中的な広報を含め、年間を通じて広く周知を進めることにより、国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指す。
 - ・若者を含め、国民一人ひとりが、周りの人の異変に気付いた場合には身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、必要な基礎的知識の普及を図る。そのため、全国的にゲートキーパー養成の取組を促進すべく、行政機関や各地域におけるゲートキーパー研修の受講の取組を進める。
 - ・悩みを抱える者だけでなく、悩みを抱える者を支援する家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者が孤立せずに済むよう、支援する団体とも連携しながら、これらの家族等に対する支援を推進する。
- このため、令和5年度以降、全国的にゲートキーパー養成の取組を促進していくための研修基盤を整備していくとともに、ゲートキーパーになった後も安心して活動が継続できるよう必要な支援を行うことを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1)ゲートキーパー基盤整備事業

- ・効果的、体系的にゲートキーパーの養成を進めていくため、ゲートキーパー養成及びゲートキーパーを養成する講師のための教材、カリキュラムの作成等を実施。(委託費)

(2)ゲートキーパー養成事業

- ・同世代・同性のゲートキーパーの養成を推進することを含め、ゲートキーパーの養成について集中的な取組を実施。(地方自治体向け、補助率2/3)

(3)ゲートキーパー支援事業

- ・ゲートキーパーになった者が継続的に活動できるよう、支援を実施(相談、アドバイス、居場所づくり)を行う。(民間団体向け、補助率10/10)

3 実施主体等

実施主体	国	都道府県・市町村	民間団体
補助率	-(委託費)	交付金2/3	交付金10/10
経費の流れ	国→委託事業者	国→都道府県・市町村	国→民間団体

自傷・自殺未遂レジストリを活用した自殺未遂者支援の推進

令和5年度当初予算案 4.9億円の内数 (4.9億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 自殺未遂者は、再度の自殺を図る可能性が高く、自殺未遂者支援に取り組むことは自殺防止の観点から重要である。
- また、自殺対策を講じる上で、その原因の究明、把握が必要であり、自殺未遂者からの聞き取りは重要である。
- このため、令和4年度から、個人が特定されないよう配慮した上で、救急病院から、自殺未遂に関する情報の提供を受け「自傷・自殺未遂レジストリ」を構築中。

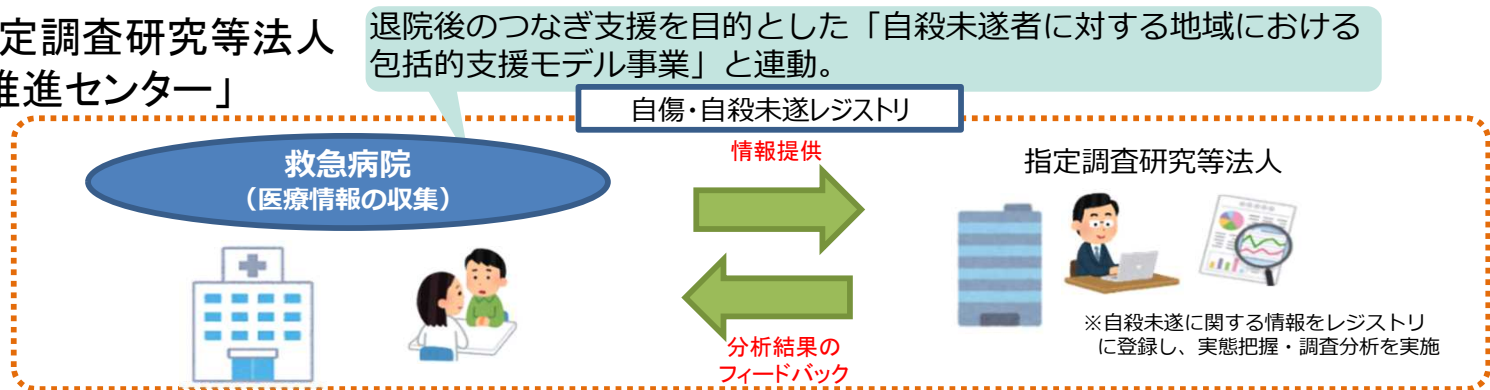
2 事業の概要

- 自殺未遂者は自殺のハイリスク集団とされており、自殺総合対策大綱においても自殺未遂者支援は「当面の重点施策」の一つに位置づけられている。また、世界保健機関(WHO)が世界各国に呼びかけている「自傷・自殺未遂レジストリ」も我が国において整備されていなかったことから、令和4年度予算において、「自傷・自殺未遂レジストリの構築」に要する経費を計上したところ。
- 厚生労働省指定調査研究等法人において、救急病院から自殺未遂に関する情報の提供を受け、実態把握・調査分析を実施し、その結果や知見を自治体や救急病院にフィードバックすることで、より有効な自殺対策や自殺未遂者支援に活用することが期待される。
- さらに、令和4年度の診療報酬改定において救急患者精神科継続支援料が引き上げられるなど、自殺未遂者支援の環境が整ってきている。
- これらの状況を踏まえ、自傷・自殺未遂レジストリの参画救急病院を増やすこと等により、レジストリを充実し、自殺未遂者支援の推進を図る。

3 事業スキーム・実施主体等

実施主体:厚生労働省指定調査研究等法人
「いのち支える自殺対策推進センター」

補助率 :10/10



自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業

令和5年度当初予算案 35億円の内数 (－) ※ () 内は前年度当初予算額

(35億円の内訳)	
地域自殺対策強化交付金	30億円
調査研究等業務交付金	4.9億円

1 事業の目的

- 関係者の着実な取組により自殺者数は長期的には低下傾向であるものの、令和2年に対前年差で増、令和3年には対前年差で微減。
- 自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)でも、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐことの重要性が盛り込まれている。
- 未遂者が救急病院搬入後、退院され地域に戻った際に必要な支援へのつなぎ・継続的支援を行う都道府県等における推進体制を整備することを目的とする。

2 事業の概要

- 自殺未遂者の自殺企図の再発を防止するため、コーディネーターを配置し、「自傷・自殺未遂レジストリ」に参加している救急病院退院後の地域における必要な支援へのつなぎ・継続的支援を行うモデル事業の実施。
また、都道府県の設置する地域自殺対策推進センターと救急病院等の関係機関の連携体制構築のための定期的な会議を実施。(地域自殺対策強化交付金)
- 事業実施に当たっては、「いのち支える自殺対策推進センター」からの情報提供、研修等の支援を受けて行うものとする。このため、同センターの体制の強化を図る(調査研究等業務交付金)

3 事業スキーム・実施主体等

実施主体：都道府県(自傷・自殺未遂レジストリの参画救急病院を所管する都道府県に限る。)
厚生労働省指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
補助率：10/10(都道府県分は概ね3年程度を上限)



令和5年度当初予算案 35億円の内数 (－) ※()内は前年度当初予算額

(35億円の内訳)	
地域自殺対策強化交付金	30億円
調査研究等業務交付金	4.9億円

1 事業の目的

- 小中高の自殺者数は過去最多の水準であり、自殺予防などへの取組について強化していく必要がある。特に、自殺未遂歴や、自傷行為等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要。
- 自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)においても、子どもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組みの構築について盛り込まれている。

2 事業の概要・スキーム

多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者への対応が困難な場合に、助言や直接支援を行うモデル事業を実施する。

若者の自殺危機対応チーム(事務局:地域自殺対策推進センター等)

○支援対象者:次の若者のうち、市町村等での対応困難な場合に対応チームによる支援を必要とする者

- ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない、④家族を自殺で亡くしている 等

○構成:精神科医、心理士、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人 等 ※ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする

○内容:地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下を実施。

- ①チーム会議の開催:支援方針・助言等の検討
- ②支援の実施 :支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
- ③支援の終了 :地域の関係機関への引継

○都道府県・指定都市への取組支援:

厚生労働省指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」が、長野県の取組に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。



3 実施主体等

補助先:都道府県・指定都市、補助率:10/10

令和5年度地域自殺対策強化交付金事業メニュー一覧(案)

事業メニュー	事業内容	交付率
① 対面相談事業	相談会（個別・総合）の実施、対面相談窓口の設置・運営、訪問相談の実施	1/2
② 電話・SNS 相談事業	電話、メール、SNS 等による相談窓口の設置・運営（従来型の電話を持たない若者等を対象とした、無料通話アプリに対応した相談事業を含む）	
③ 人材養成事業	・行政機関等の相談担当者、NPO 法人・ボランティア団体等の関係団体職員、一般住民等を対象とする自殺対策に関わる人材養成（ <u>ゲートキーパー養成を除く</u> ） ・上記実施に係る指導員・講師の養成	
④ 普及啓発事業	自殺予防に関する啓発（パンフレット・チラシ等の広報媒体の作成・配布、シンポジウムの開催等）	
⑤ 自死遺族支援機能構築事業	自死遺族関係団体等に対する活動等の支援（分かち合いの会、法律面・生活面の相談支援）	
⑥ 計画策定実態調査事業	都道府県・市町村計画の策定に係る情報収集・分析等の実施	
⑦ 若年層対策事業	・若年層向けの対面相談、電話・SNS 相談、人材養成、普及啓発（研修等の周知のための配布物の作成はポスター、チラシの類に限る）の各事業 ・「SOS の出し方に関する教育」を主たる目的とした事業 ・若者をはじめとする住民の孤立を防ぐための居場所づくりを目的とする事業。	2/3
⑧ SNS 地域連携包括支援事業	国が選定する「基幹 SNS 相談事業者」と連携した包括的支援体制を構築するため、地方自治体に相談支援を行う専任職員を配置し、地域のネットワークを活用しつつ、相談者の相談内容に応じた具体的かつ継続的な支援を実施。	
⑨ 深夜電話相談強化事業	深夜から早朝（22 時から翌 5 時）にかけての電話、メール、SNS 等による相談窓口の設置・運営（従来型の電話を持たない若者等を対象とした、無料通話アプリに対応した相談事業を含む）	
⑩ 自殺未遂者支援事業	・自殺未遂者支援に関する事業（ただし、⑮に関するものを除く） ・自殺未遂者が受診中から退院後まで継続的に適切な支援を受けられるようにするための事業	
⑪ <u>ゲートキーパー養成事業</u>	<u>同世代・同性のゲートキーパーの養成を推進することを含め、行政機関や各地域におけるゲートキーパー養成に係る取組の促進</u>	
⑫ 災害時自殺対策継続支援事業	⑬の実施後、引き続き対応が必要な事業	
⑬ 災害時自殺対策事業	大規模な災害により自殺リスクが高まっている場合に、災害発生から一定期間における対応	10/10
⑭ ハイリスク地対策事業	自殺のハイリスク地（自殺多発地域）における対策の実施（パトロールの実施等）	
⑮ 自殺未遂者支援・連携体制構築事業	自殺未遂者支援のための医療機関等との連携体制の構築（1年目に限る）※原則、都道府県で実施	
⑯ <u>自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業</u>	<u>救急病院退院後の自殺未遂者の地域における必要な支援へのつなぎ・継続的支援体制の構築</u>	
⑰ <u>若者の自殺危機対応チーム事業</u>	<u>多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者への対応が困難な場合に、助言や直接支援を実施</u>	
⑱ 地域特性重点特化事業	①～⑦、⑨～⑪のうち、地域特性を踏まえて重点特化する取組であり、当該地域の自殺が減少することが見込まれるもので厚生労働省が認める事業（モデル事業を含む）	

※各事業の詳細については、別途事務連絡等によりお示しします。39

施策名：自治体、NPO等による自殺対策の取組への支援

① 施策の目的

- 〇 新型コロナウイルス感染症による経済活動や社会生活への影響から、自殺の要因となりかねない経済、雇用、暮らしや健康問題等の悪化による自殺リスクの高まりが懸念されていることから、自殺防止に関する電話やSNSを活用した相談体制等の更なる強化等を実施する。
- 〇 また、依然として、社会的孤立等の影響による自殺リスクの高まりが懸念されていることから、民間団体が行う自殺防止に関する取組を支援する。

② 対策の柱との関係

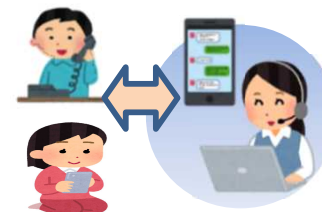
1	2	3	4
		○	○

③ 施策の概要

1 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた自殺防止対策の強化（都道府県・市町村）

(1) 相談体制の拡充

- 〇 電話・SNS相談
 - ・行政機関が行う電話、LINEやウェブチャット等のSNSを活用した相談体制の強化と相談者の状況に応じた支援情報の提供
- 〇 対面相談：関係行政機関において、専門性を活かした相談など、自殺予防関連の相談会の開催等の体制を強化



(2) 自殺未遂者や自死遺族に対する支援の強化

- 〇 自殺未遂者に対する継続的な相談支援
- 〇 自死遺族等への相談支援や自助グループの活動支援



(3) 相談員等の養成及び情報発信の強化

- 〇 自殺防止相談等に携わる人材の養成
- 〇 相談窓口や必要となる支援情報の積極的な周知

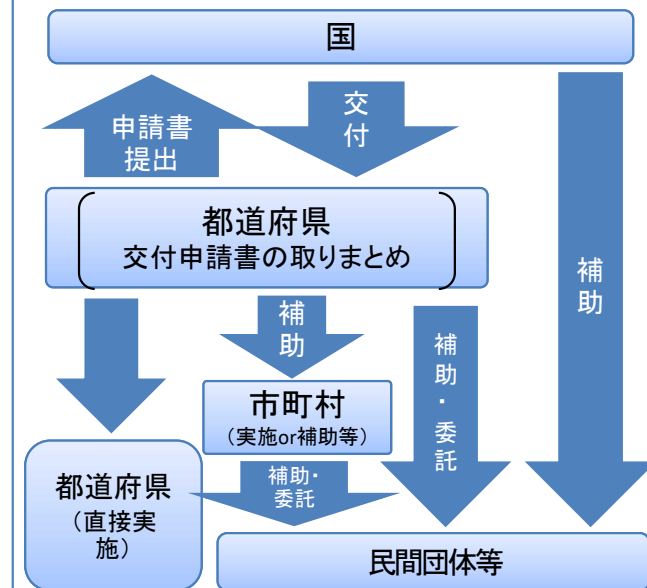


2 孤独・孤立対策のための自殺防止対策の強化（民間団体）

- 〇 相談体制の強化：民間団体が実施する電話や、LINE、ウェブチャット、チャットボット等のSNSを活用した相談体制の強化
- 〇 相談員等の養成：電話やSNS等に適切な対応と支援を行うための人材の養成
- 〇 自殺防止対策の情報発信の強化：自殺相談窓口等に関する積極的な周知

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 〇 実施主体：都道府県・市町村、民間団体
- 〇 補助率：国：3/4（都道府県・市町村）
：10/10（民間団体）



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

自治体、NPO等による電話やSNSを活用した相談体制の更なる強化等を図ることで、自殺者数の減少に資する。

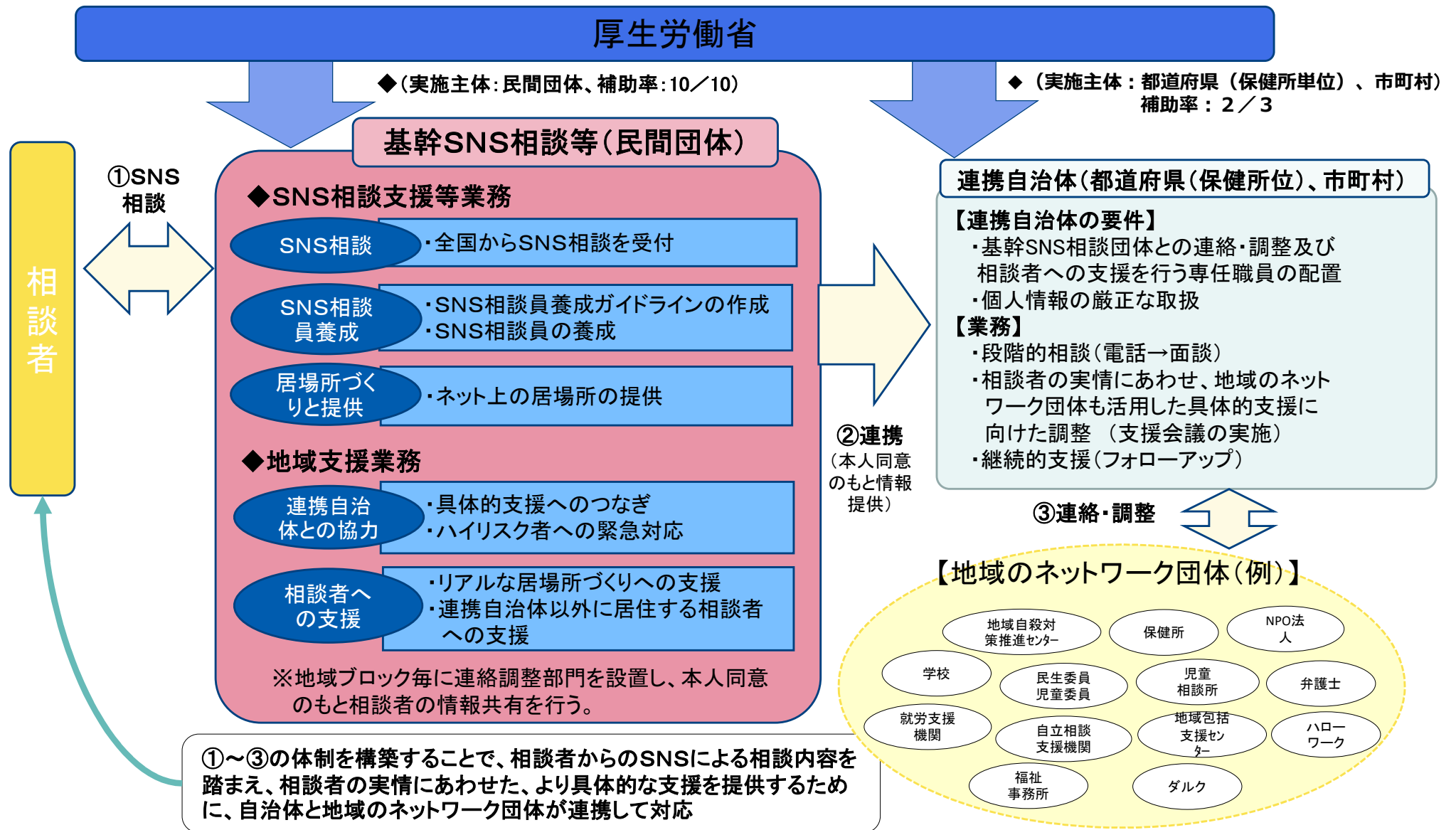
地域自殺対策計画の策定・見直しにあたって

- 地方公共団体は、**新たな自殺総合対策大綱や地域の実情等を踏まえ、既存の計画の見直し**を行っていただきたい。
- 令和4年度中に計画を見直す自治体におかれては新大綱等の内容をできる限り踏まえ、他方、令和5年度以降に計画を見直す自治体におかれては新大綱等の内容を十分に踏まえ、見直しを行っていただきたい。
- 地域自殺対策計画が未策定となっている自治体もあるが、これまで新型コロナウイルス感染症への対応等により地域自殺対策計画の策定等に支障がある場合には猶予してきたところである。
自殺対策基本法第13条において地域自殺対策計画を定めることとされていることから、速やかな策定をお願いしたい。

● 計画策定・見直しに向けた今後の対応

国	いのち支える 自殺対策推進センター	地方公共団体
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域自殺対策計画策定・見直しの手引の改定 (令和5年度当初を目途) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域自殺実態プロファイルの提供 (12月から翌年1月頃より早い時期に提供を予定) ○ 地域自殺対策政策パッケージの改定 (令和5年度当初を目途) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域自殺対策推進センターによる計画策定の進捗管理 ○ 内部部局における連携体制の確認及び構築 ○ 外部関係機関との連携体制の確認及び構築 ○ 都道府県における管内市区町村への支援

○ SNS等の相談体制を強化し、相談からの具体的支援につなげるため、地域のネットワークを活用した包括的な支援体制を構築する。



7 ひきこもり支援について

(1) 現状・課題

- 平成21年度から都道府県・指定都市に「ひきこもり地域支援センター」の整備を開始し、平成30年度に設置が全て完了した。令和4年度予算においては、より身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくりを目指して、ひきこもり地域支援センターの設置主体を市町村に拡充するなど、その取組の充実を図ってきたところ。
- 就職氷河期世代への支援については、令和2年度から4年度までの3年間を集中期間として取組んできたところであるが、骨太の方針2022においては、令和5年度からの2年間を「第二ステージ」と位置付け、更に成果を積み上げることとしている。この就職氷河期世代支援におけるひきこもり状態にある方への支援としては、官民の関係機関が連携する「市町村プラットフォーム」を中心に支援を展開しているが、令和3年度末時点の市町村PF設置率は57.6%となっている。
- なお、ひきこもり支援については、骨太の方針2022においても、その充実を図る旨が盛り込まれている。

(2) 令和5年度の取組

- 令和5年度予算（案）においては、ひきこもり地域支援センター等の市町村への設置を促進し、地域におけるひきこもり支援体制の構築を図るとともに、良質な支援者の育成の促進及び支援者をケアするため、新たに、ひきこもり地域支援センター職員等の中堅職員や指導的な立場を担う支援者に対するスキルアップ研修やオンラインなどを活用して支援者が抱える悩みの共有や相談できる場の提供などに取り組むこととしている。
- また、支援体制の構築を加速化させるため、令和4年度第2次補正予算において、市町村等が新たにひきこもり支援を開始・拡充する場合の経費に対して補助を行うこととしている。（本事業費は令和5年度への繰越を可能としている。）

(3) 依頼・連絡事項

- 各市町村においては、令和4年度第2次補正予算及び令和5年度予算（案）を積極的に活用いただき、ひきこもり支援センター等の設置を進め、相談支援の充実や居場所づくり、官民が連携した支援体制の構築を推進願いたい。また、各都道府県においては、管内市町村の取組について積極的な支援をお願いしたい。
- 全市町村に対してお願いしている、①ひきこもり相談窓口の明確化・周知、②支援対象者の実態やニーズの把握、③市町村プラットフォームの設置・運営の3つの取組については、ひきこもり支援構築の基礎となる取組みであることから、未だ実施されていない市町村におかれては、早急な取組みをお願いしたい。また、都道府県においても、管内市町村の取組状況の把握に努め、必要なバックアップをお願いする。

ひきこもり支援施策の全体像

令和5年度予算案：17.6億円
令和4年度第二次補正：59億円の内数

より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築

市町村域

ひきこもり支援に特化した事業

段階的な充実

I ひきこもり地域支援センター

①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発等を総合的に実施

II ひきこもり支援ステーション

ひきこもり支援の核となる①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり等を一体的に実施

III ひきこもりサポート事業

ひきこもり支援の導入として、任意の事業を選択して実施

重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築
属性を問わない相談支援、参加支援
地域づくりに向けた支援 等

生活困窮者自立支援制度 (福祉事務所設置自治体)

自立相談支援事業

アウトリーチや関係機関への同行訪問
関係機関へのつなぎ 等

就労準備支援事業

就労準備支援プログラムの作成
ひきこもりの方がいる世帯への訪問支援等

ひきこもり支援体制構築加速化事業 ※R4補正 ※都道府県も可

相談窓口や居場所設置等の準備費用や広報等の取り組みを支援

ひきこもり地域支援センターのサテライトの設置

都道府県から市町村への財政支援と支援ノウハウの継承
※原則2年後に市町村事業に移行

支援イメージ

～「多様な支援の選択肢」×「多様な主体による官民連携ネットワーク」～



後方支援 立ち上げ支援

ひきこもり地域支援センター

相談支援、居場所づくり、地域のネットワークづくり、家族会・当事者会の開催、住民への普及啓発に加えて、市町村等への後方支援と支援者研修等を総合的に実施する

都道府県（指定都市）域

市町村等への後方支援

関係機関の職員養成研修

多職種専門チームの設置 等

②支援の質の向上 ③支援者のケア

①社会全体の 気運醸成

国

①ひきこもりに関する地域社会に向けた広報事業（継続）

ひきこもり支援シンポジウムの開催
ひきこもり支援情報をまとめたポータルサイト運用 等

②人材養成研修事業（一部拡充）

ひきこもり地域支援センター職員等を対象とした初任者向け・中堅者向け研修の実施

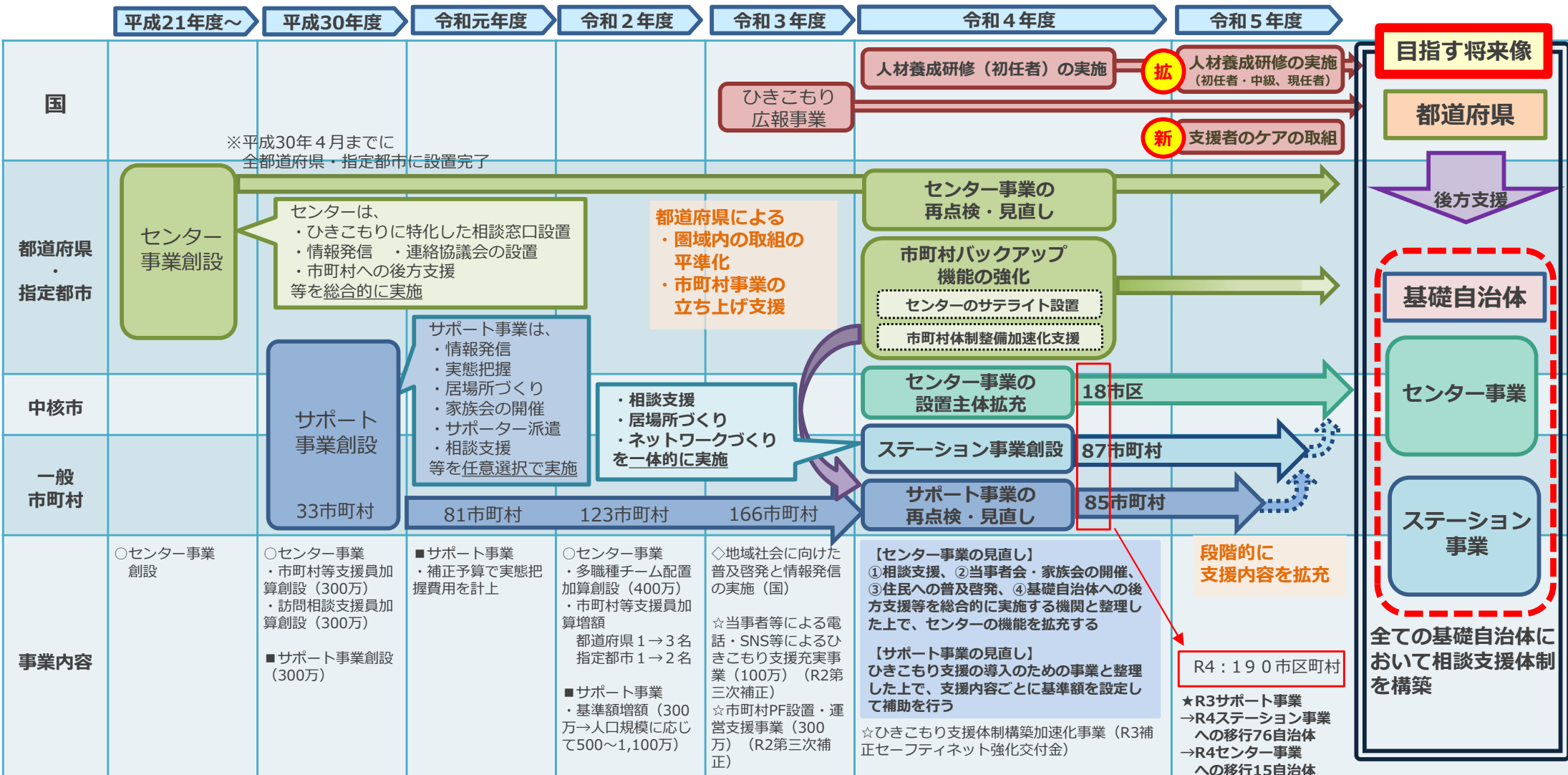
③支援者支援事業（新規）

支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供等を通じ、支援者をフォローアップ

44

ひきこもり支援のロードマップ

- ひきこもり支援の体制整備は、平成21年から都道府県・指定都市に「ひきこもり地域支援センター」（以下「センター」という。）を設置し、平成30年度から基礎自治体において「ひきこもりサポート事業」により取組を進めてきた。
- 令和4年度には、基礎自治体における相談窓口の早期設置と支援内容の充実に向けて、①センターの設置主体を市町村に拡充するとともに、②基礎自治体の新メニューとして、支援の核となる相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を創設した。
- 更に、都道府県が市町村をバックアップする機能の強化として、①市町村と連携したセンターのサテライトの設置と、②小規模市町村等における体制整備の加速化支援を創設し、都道府県の圏域内のどこでも支援が受けられるよう平準化を図りながら、市町村の支援体制の整備を促進している。
- 令和5年度は、基礎自治体におけるひきこもり支援のさらなる充実に向け引き続き取組を推進するとともに、研修の拡充や支援者支援の取組を実施する。



※その他、平成25年度からひきこもりサポーター養成研修・派遣事業を実施（平成30年度からひきこもり支援に携わる人材養成研修事業に変更）

身近な基礎自治体におけるひきこもり支援の充実

事業イメージ

実施主体：都道府県・市町村
補助率：1/2

【都道府県域】

①ひきこもり地域支援センター

- ①相談支援 ②居場所づくり
- ③ネットワークづくり
- ④当事者会・家族会の開催
- ⑤住民向け講演会等の開催
- ⑥関係機関の職員養成研修
- ⑦管内市町村等への後方支援等を総合的に実施



都道府県による市町村の立ち上げ支援事業

市町村に対して、財政支援と支援ノウハウの継承をセットにした支援を有期で実施
(国:1/2、都道府県1/2~1/4、市町村0~1/4)

都道府県による市町村の取組のバックアップ

②ひきこもり地域支援センターのサテライト設置

都道府県と市町村が連携して、支援体制の弱い地域へ、センターのサテライトを有期で設置



⑤ひきこもりサポート事業

相談支援や居場所づくり、実態把握調査など、取り組みやすい事業を実施



(B市)

④ひきこもり支援ステーション事業

支援の核となる
①相談支援
②居場所づくり
③ネットワークづくりを一体的に実施



(A市)

③ひきこもり地域支援センター

- ①相談支援 ②居場所づくり
- ③ネットワークづくり
- ④当事者会・家族会の開催
- ⑤住民向け講演会等の開催等を総合的に実施



市町村域での取組を推進

段階的に事業を充実

【市町村域】

実施主体・事業別の取組一覧

実施主体	支援の カテゴリ	当事者・家族支援						住民の 意識醸成	現状 把握	自治体 支援	支援者養成	
		① 相談支援	② 居場所 づくり	③ 連絡協議 会・ネット ワーク	④ 家族向け 勉強会・ 当事者会	⑤ サポー ター派遣	⑥ 民間団体 との連携 活動				⑦ 住民等へ の講演会 ・研修	⑧ 実態把握
① 都道府県・指定都市	センター	◎	◎	◎	◎	○	○	◎	○	◎	◎	○
②	サテライト ※都道府県のみ	◎	◎	○	○	○	○	○	○	-	-	○
③	センター	◎	◎	◎	◎	○	○	◎	○	-	○	○
④ 中核市・一般市町村	ステーション	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	-	-	○
⑤	サポート事業	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○

◎は必須事業
○は任意事業

施策名： ひきこもり支援体制構築加速化事業

① 施策の目的

コロナ禍でひきこもり当事者や家族の生きづらさが深刻化する現状を踏まえ、支援体制の土台となる相談窓口の設置等の具体的な取組に対して包括的に支援を行い、支援環境の整備を加速化させる。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV
			○

③ 施策の概要

【事業内容】

市町村等が行うひきこもり支援体制構築を加速化するため、以下の取組に係る備品購入費用、修繕費用、準備スタッフの雇い上げ費用、パンフレットやホームページの作成費用、実態調査費用、会議費用、普及啓発費用等に対して補助を行う。

＜ひきこもり支援体制構築のための取組＞

1. ひきこもり相談窓口設置のスタートアップ
2. 居場所づくりのスタートアップ
3. 住民への相談窓口の周知等の広報
4. 支援対象者の実態やニーズの把握
5. 地域の社会資源の開拓と支援者ネットワークの構築
6. 地域におけるひきこもり支援の気運醸成のためのシンポジウムや勉強会等の開催

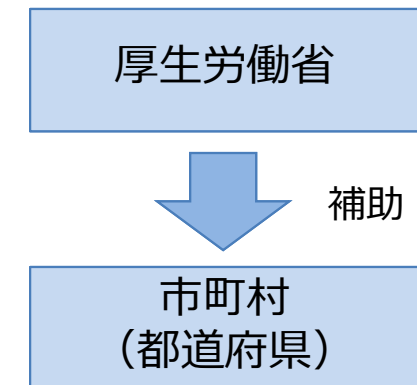


④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業実施主体】

市町村等

【補助の流れ】



【補助率】

国 3 / 4

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

ひきこもり支援の環境整備を加速化する。

8 成年後見制度の利用促進について

(1) 現状・課題

- 成年後見制度は、民法の改正等により平成12年に創設され、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活に支障がある人の法律行為を支える制度である。
- 成年後見制度が十分に利用されていなかったことから、平成28年4月に成年後見制度利用促進法が成立。
- 令和4年3月、第二期成年後見制度利用促進基本計画（期間はR4～R8年度の5年間）を閣議決定。

(2) 令和5年度の取組

- 第二期計画を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、引き続き、市町村・都道府県による「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」を後押しするとともに、「新たな権利擁護支援策の構築」に向けた実践や検討を進める。
- このため、令和5年度予算案では、「都道府県・市町村・中核機関における権利擁護支援体制の強化（都道府県による市町村支援機能強化、中核機関のコーディネート機能強化等）」や、「地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化（都道府県等による意思決定支援研修実施、成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化等）」「持続可能な権利擁護支援モデル事業の実施自治体の拡大」などに必要となる経費を予算計上し、支援を行う。

(3) 依頼・連絡事項

- 第二期計画において令和6年度末までのKPIとして示された事項について、以下の取組を進めていただきたい。
- 都道府県においては、①担い手の育成方針の策定と養成研修の実施、②市町村長申立てに関する研修の実施、③都道府県単位等での協議会の設置、④意思決定支援研修の実施に取り組み、市町村による支援体制では対応が困難な事案等に対して助言等の支援を行うことができる「多層的」な権利擁護支援の仕組みづくりをお願いする。
- 市町村においては、①市町村計画の策定、②成年後見制度を含む権利擁護支援策やその窓口の周知、③中核機関の整備に取り組み、地域連携ネットワークを「包括的」なものとしていただくとともに、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、④市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進をお願いする。

第二期成年後見制度利用促進基本計画

～ 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進 ～

○ 成年後見制度利用促進法に基づき、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（計画期間は令和4～8年度の5年間）を閣議決定

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

◆ 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

- ・ 地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく。

◆ 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

- ・ 以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
 - ① 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること
 - ② 成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制を整備すること
 - ③ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること
 - ④ 任意後見制度や補助・保佐類型が利用されるための取組を進めること
 - ⑤ 不正防止等の方策を推進すること

◆ 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

- ・ 地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。



II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - ・ スポット利用の可否／三類型の在り方／成年後見人の柔軟な交代／成年後見人の報酬の在り方／任意後見制度の在り方
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
 - ・ 日常生活自立支援事業等との連携・体制強化／新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討／都道府県単位での新たな取組の検討

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等
- (4) 各種手続における後見業務の円滑化等

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
 - － 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
- (2) 地域連携ネットワークの機能
 - － 個別支援と制度の運用・監督－
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
 - － 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

成年後見制度の見直し検討に対応した総合的な権利擁護支援の推進

令和5年度当初予算案 8.1億円（令和4年度当初予算額6.4億円）

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策（意思決定支援によって本人の金銭管理を支える方策など）の検討を進め、必要な福祉の制度や事業の見直しを行う方向性が示されている。
- この動きも踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、引き続き、市町村・都道府県による「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」を後押しするとともに、「新たな権利擁護支援策の構築」に向けた実践や検討を進める。

地域共生社会の実現

第二期成年後見制度利用促進基本計画における施策の目標
成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討＋総合的な権利擁護支援策の充実

1 包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

(1) 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

- 都道府県の市町村支援機能の強化による中核機関の立ち上げの推進や、中核機関のコーディネート機能強化により、市町村の包括的なネットワークづくりを推進する。
- 都道府県における専門的な助言体制の確保や、国による広報・相談等の自治体支援や各種研修の実施により、多層的なネットワークづくりも併せて推進する。

(2) 地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

- 都道府県・市町村・中核機関による、市民後見人や福祉・司法の関係者を対象にした意思決定支援や権利擁護支援に関する研修等を推進する。
- 地域連携ネットワーク関係者による支援を効果的に行うため、成年後見制度と既存の権利擁護支援策等の連携強化や、オンライン活用を推進する。

2 新たな権利擁護支援策の構築に向けた取組の推進

(1) 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施自治体の拡大

- 広範な権利擁護支援ニーズに対応していくため、多様な主体の参画を得て、権利擁護支援に係る新たな連携・協力による仕組みづくりを行うモデル事業について、実施自治体数を拡充し、新たな権利擁護支援策の構築に向けた各種取組の効果や取組の拡大に向けて解消すべき課題の検証等を進める。

(2) 新たな権利擁護支援策の構築を行うための環境整備

- 「成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策調査等事業」において、モデル事業実施自治体実践例の分析等を行い、新たな支援策構築に向けた検討を行う。

9 福祉・介護人材確保対策について

(1) 現状・課題

- 介護人材の確保・育成は喫緊の課題。第8期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数によると、2019（令和元）年度の介護職員数約211万人に加えて、2025年度末までに約32万人（合計で約243万人）、2040年度末までに約69万人（合計で約280万人）、2025年度末まででみれば、年間5.3万人程度の介護人材の伸びが必要と見込んでいる。
- また、介護分野における有効求人倍率は、依然高い水準で推移しており、今後の我が国の人口動態を踏まえれば、介護人材の確保は一段と厳しくなることが想定される。
- 令和4年3月には水際対策の緩和により、介護事業所等において技能実習や特定技能の外国人介護人材の受入れが進んでいる。

(2) 令和5年度の取組

- 令和5年度に拡充等する取組については、次のとおり。
 - ・令和5年度の国が行う「介護のしごと魅力発信等事業」では民間事業者が作成する各種コンテンツをより多くの対象者へ提供するため、新たにネット広告による情報発信に取り組む。
 - ・介護福祉士修学資金貸付事業等について、返還免除に必要な介護業務の従事期間を5年から3年に短縮する過疎地域の特例の趣旨を踏まえ、同様に介護人材を確保することが困難な離島地域等についても特例の対象とすることで、介護人材の参入促進を図る。
 - ・生活困窮者就労準備支援事業費等補助金を活用して実施する「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」及び「外国人介護人材研修支援事業（現：外国人介護人材受入支援事業）」を、地域の実情に応じた取組が可能となるよう、令和5年度から地域医療介護総合確保基金の事業として実施する。
- 令和4年12月、法務省において「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」を開催。同会議における制度全体の議論を注視しつつ、介護現場での実情を踏まえ、外国人介護人材の在り方等についての必要な検討を進める。

(3) 依頼・連絡事項

上記（2）の取組も踏まえ、特に、以下の点をお願いしたい。

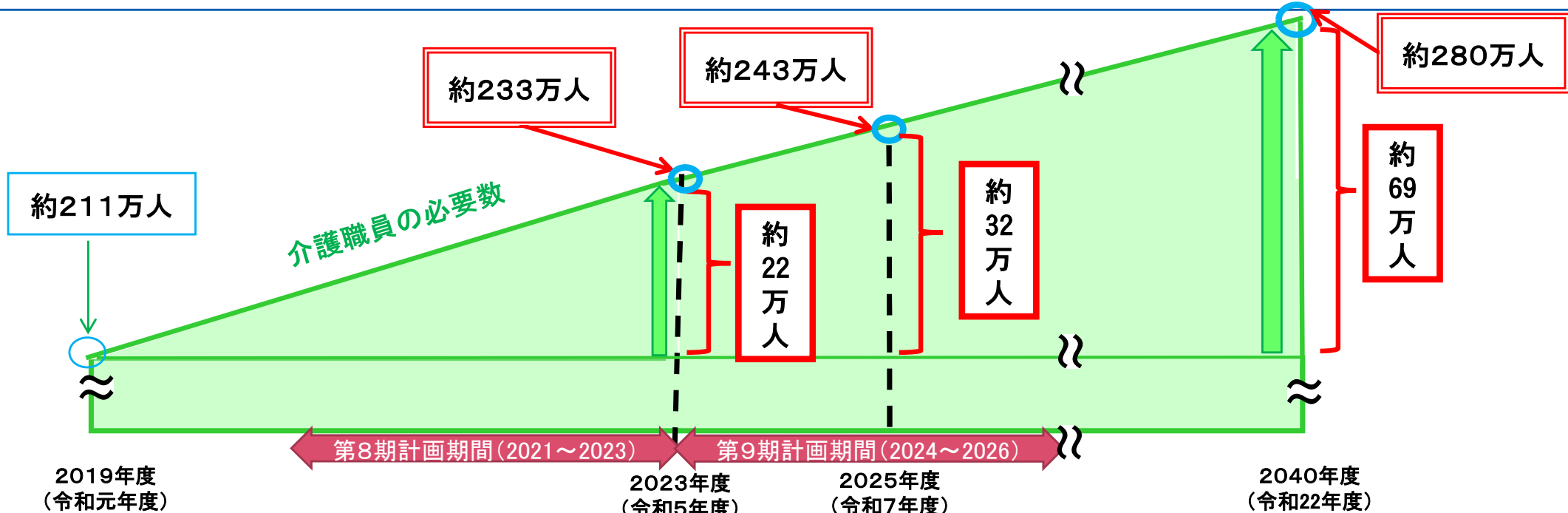
- 地域医療介護総合確保基金を活用して実施いただいている「介護に関する入門的研修の実施等からマッチングまでの一体的支援事業」や「人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業」については、多様な人材の介護分野への参入促進や定着に資するものであることから、同一の趣旨で実施する事業も含め全都道府県において積極的に実施していただくよう、願います。
- 地域の介護現場の実情に応じ、地域医療介護総合確保基金を活用して「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」及び「外国人介護人材研修支援事業」を実施していただくよう、願います。

第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について

- 第8期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、
 - ・ 2023年度には約233万人（+約22万人（5.5万人/年））
 - ・ 2025年度には約243万人（+約32万人（5.3万人/年））
 - ・ 2040年度には約280万人（+約69万人（3.3万人/年））
 となった。 ※（）内は2019年度（211万人）比

※ 介護職員の必要数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員の必要数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員の必要数を加えたもの。

- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



注1) 2019年度（令和元年度）の介護職員数約211万人は、「令和元年介護サービス施設・事業所調査」による。

注2) 介護職員の必要数（約233万人・243万人・280万人）については、足下の介護職員数を約211万人として、市町村により第8期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量（総合事業を含む）等に基づく都道府県による推計値を集計したものの。

注3) 介護職員数には、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を含む。

注4) 2018年度（平成30年度）分から、介護職員数を調査している「介護サービス施設・事業所調査」の集計方法に変更があった。このため、同調査の変更前の結果に基づき必要数を算出している第7期計画と、変更後の結果に基づき必要数を算出している第8期計画との比較はできない。

令和5年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 3.3億円(3.6億円)
地域医療介護総合確保基金 137億円の内数(137億円の内数)(実施自治体数(令和2年度):41都道府県)

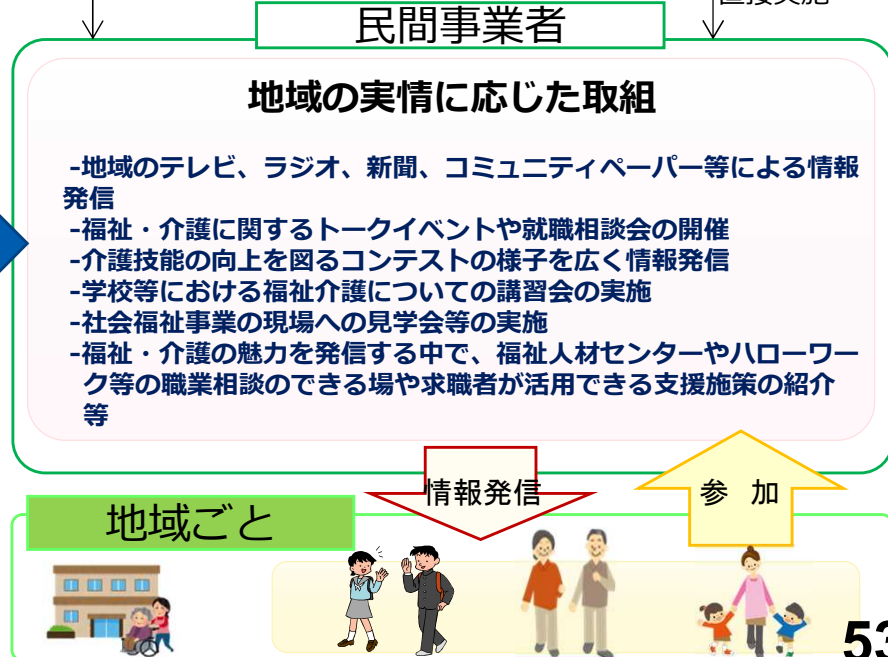
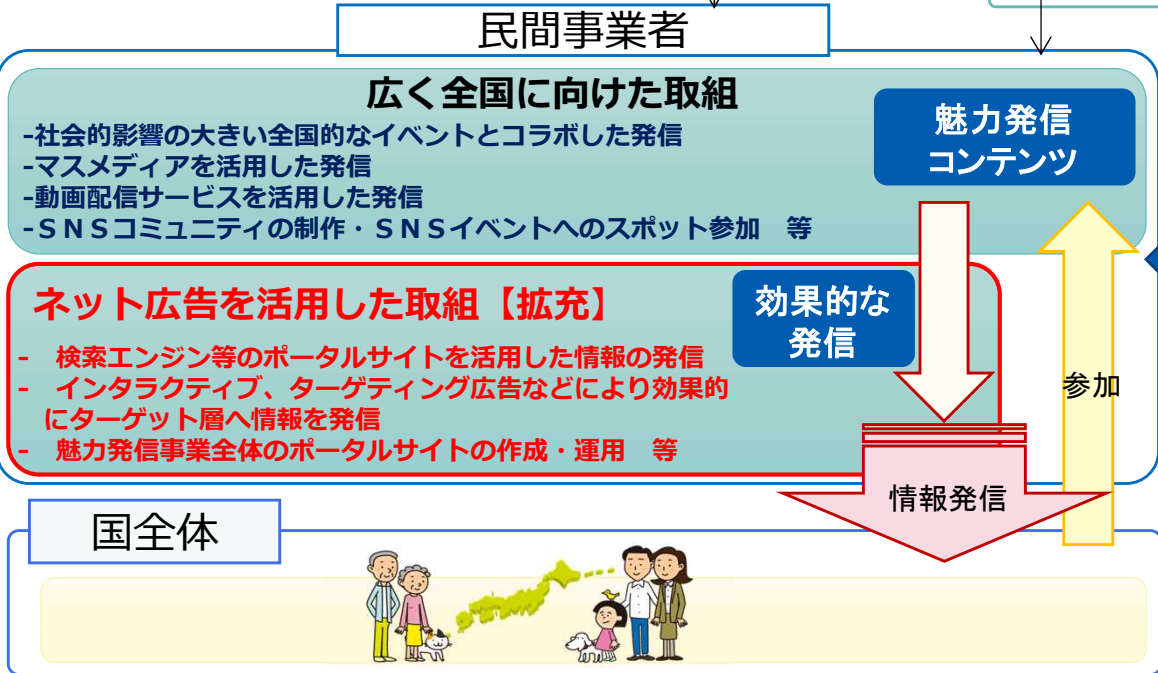
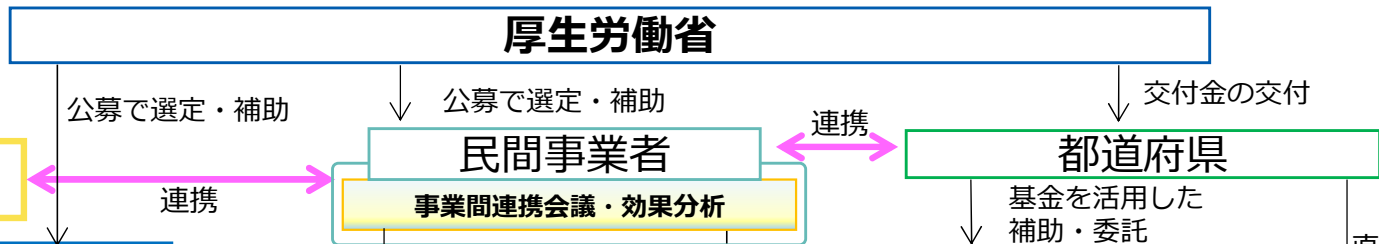
※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護の魅力発信については、平成30年度以降、介護の仕事のイメージや社会的評価の向上、介護の仕事に関する理解の促進に向けて様々な取組を実施してきたところ。
- 令和5年度においては、民間事業者が作成する各種コンテンツ(全国的イベント、テレビ、SNS等)をより多くの対象に提供するためのネット広告による情報発信に取り組むことで事業効果の最大化を図る。
- また、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の社会資源や人口構成等の実情に応じた介護の仕事の魅力発信を行うとともに、求職者が就職相談のできる場所や活用できる支援施策等の周知を併せて行うことで、多様な人材の参入促進・定着を図る。

2 事業スキーム・実施主体等

実施主体：公募で選定した民間事業者
補助率：10/10
(生活困窮者就労準備支援事業費補助金)



1 事業の目的

介護福祉士修学資金貸付事業は、今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

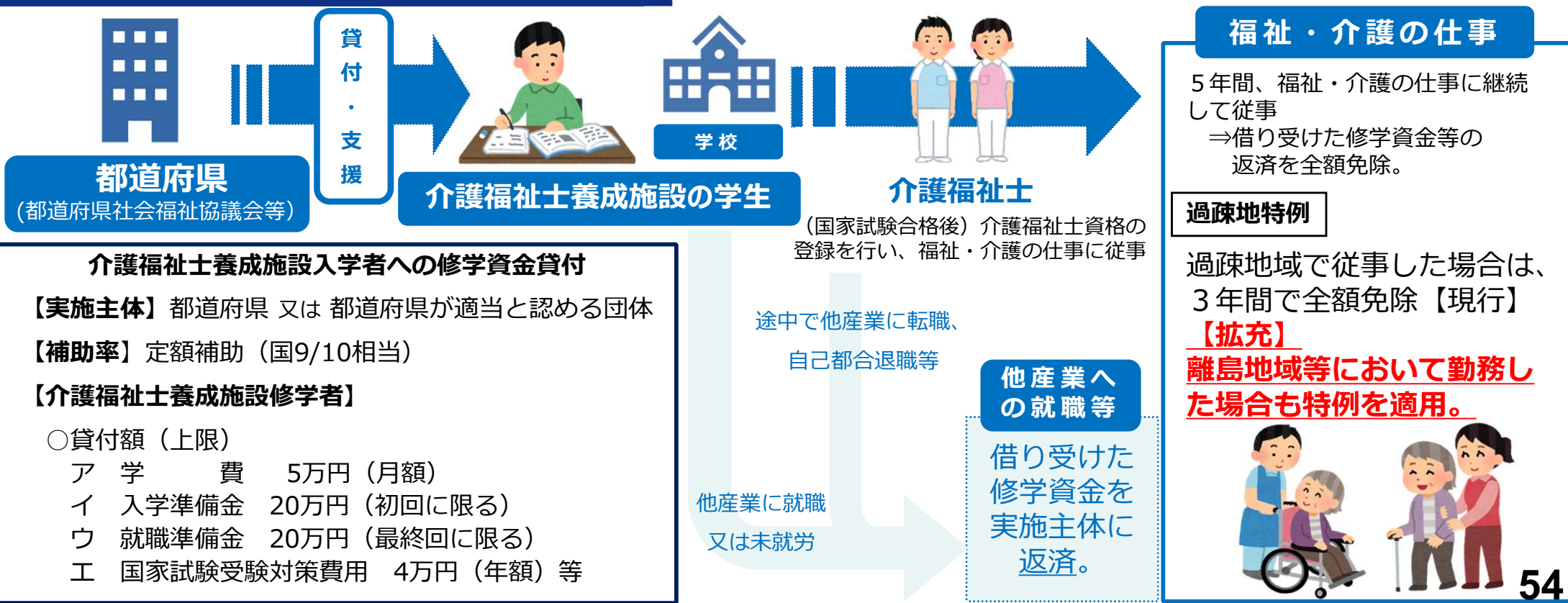
貸付を受けた学生は、卒業後介護の業務に5年間従事した場合に全額返還免除となること、介護人材の確保が困難である過疎地特例法対象地域においては3年間従事した場合に全額返還免除とする過疎地特例を設けている。

過疎地域の特例の趣旨を踏まえ、同様に介護人材を確保することが困難な離島地域等（※1）**についても特例の対象とすることで、介護人材の参入促進を図る。**（※2）

（※1）…介護報酬上の加算が設けられている離島及び中山間地域等

（※2）…社会福祉士修学資金貸付事業も同様とする。

2 事業の概要（実施主体等）・スキーム



介護福祉士養成施設入学者への修学資金貸付

【実施主体】 都道府県 又は 都道府県が適当と認める団体

【補助率】 定額補助（国9/10相当）

【介護福祉士養成施設修学者】

○貸付額（上限）

- ア 学 費 5万円（月額）
- イ 入学準備金 20万円（初回に限る）
- ウ 就職準備金 20万円（最終回に限る）
- エ 国家試験受験対策費用 4万円（年額）等

外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

令和5年度予算案 地域医療介護総合確保基金137億円の内数 ※令和4年度までは生活困窮者就労準備支援事業費等補助金で実施

1 事業の目的

本事業は、経済連携協定（EPA）又は交換公文に基づき入国し、介護施設等で就労しながら介護福祉士国家資格の取得を目指す者（以下「外国人介護福祉士候補者」という。）が介護福祉士国家試験に合格できるよう、日本語及び介護分野の専門知識に係る学習支援を目的とする。

2 事業の概要

(1) 就労中の外国人介護福祉士候補者の日本語学習（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等）、介護分野の専門知識の学習（民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等）及び学習環境の整備に要する経費

補助率 2/3
実施主体 都道府県

- 日本語講師や養成校教員等の受入施設への派遣に要する経費
- 日本語学校の授業料や通学等に要する経費
- 民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会等への参加に要する経費

(2) 就労中の外国人介護福祉士候補者の喀痰吸引等研修の受講に要する経費

- 喀痰吸引等研修の受講に要する経費
※ EPA介護福祉士候補者以外の実務経験ルートで国家試験を受験する者については、平成28年度から実務者研修の受講が義務付けられており、当該研修の中で医療的ケアを学習することとなっている。

(3) 外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動に要する経費

- 受入施設の研修担当者の活動に要する経費

令和5年度予算案 地域医療介護総合確保基金137億円の内数 ※令和4年度までは生活困窮者就労準備支援事業費等補助金で実施

1 事業の目的

本事業は、介護職種における技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人の介護技能を向上するための集合研修等を実施することにより、当該外国人介護人材が日本国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

○集合研修の実施等

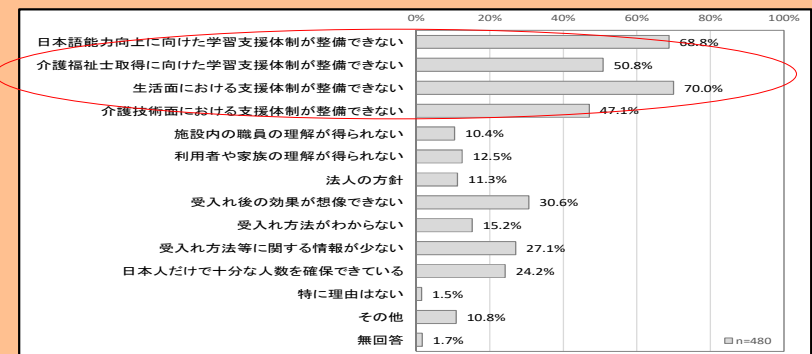
- 都道府県が、技能実習生や1号特定技能外国人を対象に集合研修を実施。
※なお、技能実習生や1号特定技能外国人の受入状況や就労場所の地理的要因など各地域の実情に応じて、集合研修以外（派遣講師による巡回訪問等）の方法で研修を実施することも可能
⇒ 新型コロナウイルス感染症対策等として、「オンライン研修」の実施も可能。
- 研修内容は、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考える内容とする。
例えば、「介護の基本」「コミュニケーション技術」「移動、食事、衣服の着脱、排泄及び入浴の介護」「文化の理解」「介護の日本語」「認知症の理解」などが考えられるが、実施主体のそれぞれの実情に応じて検討できる。
なお、研修は座学のみならず演習を取り入れること。

- また、必要に応じて、技能実習生や1号特定技能外国人を対象に研修を行う研修講師の養成や、当該外国人介護人材を雇用する介護施設等で技術指導等を行う職員を対象にした研修を実施することができる。 など



補助率 : 2/3
実施主体 : 都道府県

➢ 外国人介護職員を受け入れない理由として受け入れ側の支援体制が不十分である点が挙げられている



(出典)三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」(平成30年10月1日時点調査)
(平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)

10 社会福祉法人制度等について

(1) 現状・課題

- 社会福祉法人は、公益性・非営利性の高い法人であることから、税を含む各般の優遇措置が設けられており、少子高齢化や人口減少など、人口動態や地域の福祉ニーズ等が変化していく中で、平成28年の社会福祉法人制度改革を踏まえ、経営組織のガバナンスの確保や事業運営の透明性の向上等の取組を通じ、国民に対する説明責任を果たすとともに、一層地域社会に貢献していくことが求められている。
- 社会福祉法人は、こうした状況も踏まえ、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として、昨年4月から施行された「社会福祉連携推進法人制度」の活用も検討しつつ、社会環境の変化に対応した事業展開を適切に進めていく必要がある。

(2) 令和5年度の取組

- 社会福祉法人が経営基盤を強化し、地域の中核的存在として良質かつ適切な福祉サービスの提供を行っていくため、社会福祉連携推進法人制度や予算事業の「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」を含めた連携・協働策について、有効な活用に資するよう、各地の取組の収集・発信等により一層推進する。

(3) 依頼・連絡事項

- 社会福祉連携推進法人制度について、管内の福祉サービスの状況も踏まえつつ、社会福祉法人が活用できるよう、関係者への制度周知にご協力をお願いするとともに、円滑に管内関係者からの設立相談や申請を受け付けられるよう、引き続き庁内体制の整備をお願いしたい。また、認定所轄庁においては、令和5年度からの指導監査の対応に遺漏ないようお願いしたい。
- 複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、地域貢献事業を試行するための補助を行う「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」について、新たに「ICT技術導入支援加算」をメニュー化し、令和5年度予算案に計上。法人の希望に応じた連携を支援できるよう、引き続き推進いただきたい。なお、令和5年度執行方針（補助年数等の明確化等）については追ってお示しする予定であるので、ご了知いただきたい。
- 平成28年社会福祉法人制度改革の趣旨を踏まえた社会福祉法人への指導、支援を引き続きお願いしたい。

社会福祉連携推進法人について

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。
 - 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
- ⇒ 社会福祉連携推進法人の設立により、**同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能**となる。

社会福祉連携推進法人(一般社団法人を認定)

理事会
(理事6名以上・監事2名以上)

- ※ 代表理事1名を選出
- ※ 理事及び監事の要件は、社会福祉法人と同水準

法人の業務を執行

社員総会
(法人運営に係る重要事項の議決機関)

- ※ 原則1社員1議決権
- ※ 議決権の過半数は、社会福祉法人である社員が持つ
- ※ 不当に差別的な取扱いをしないなど、一定の要件を満たす場合であって、社員間の合意に基づき、定款に定める場合は、異なる取扱いも可能

事業計画等への意見具申や事業の評価
(社員総会・理事会は意見を尊重)

社会福祉連携推進評議会
(3名以上)

- ※ 社会福祉連携推進区域の福祉の状況の声を反映できる者を必ず入れる
- ※ 業務に応じて、福祉サービス利用者団体、経営者団体、学識有識者等から構成

【法人運営のポイント】

- **社会福祉連携推進区域**(業務の実施地域。実施地域の範囲に制約なし。)を定め、**社会福祉連携推進方針**(区域内の連携推進のための方針)を決定・公表
- **社会福祉連携推進業務**の実施(以下の6業務の中から全部又は一部を選択して実施)
- 上記以外の業務の実施は、社会福祉連携推進業務の実施に支障のない範囲で実施可(社会福祉事業や同様の事業は実施不可)
- 社員からの**会費、業務委託費等**による業務運営(業務を遂行するための寄附の受付も可)
- 社員である法人の業務に支障が無い範囲で、**職員の兼務や設備の兼用可**(業務を遂行するための財産の保有も可)

①地域福祉支援業務

- ・ 地域貢献事業の企画・立案
- ・ 地域ニーズ調査の実施
- ・ 事業実施に向けたノウハウ提供等

②災害時支援業務

- ・ 応急物資の備蓄・提供
- ・ 被災施設利用者の移送
- ・ 避難訓練
- ・ BCP策定支援等

③経営支援業務

- ・ 経営コンサルティング
- ・ 財務状況の分析・助言
- ・ 事務処理代行等
- ※ 介護職種に係る技能実習の監理団体は、経営支援業務として行う

④貸付業務

- ・ 社会福祉法人である社員に対する資金の貸付け
- ※ 貸付け毎に所轄庁の認定が必要
- ※ 貸付け原資の提供は、原資提供社員(社会福祉法人)の直近3カ年度の本部拠点の事業活動計算書における当期活動増減差額の平均額が上限
- ※ 貸付け原資は、社会福祉充実財産の控除対象財産とはならない

⑤人材確保等業務

- ・ 採用・募集の共同実施
- ・ 人事交流の調整
- ・ 研修の共同実施
- ・ 現場実習等の調整等

⑥物資等供給業務

- ・ 紙おむつやマスク等の物資の一括調達
- ・ 給食の供給等

会費等を支払い、社員として参画、社員総会において議決権を行使

社会福祉連携推進業務等を通じた便益を享受

【社員として参画できる法人の範囲】

※ 2以上の法人が参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要

社会福祉法人

社会福祉事業を
経営する法人

社会福祉を目的
とする公益事業を
経営する法人

社会福祉事業等に従事
する者の養成機関を
経営する法人

※ 各法人は、複数の社会福祉連携推進法人に参画することが可能

【社会福祉連携推進法人のイメージ(介護施設における人材確保に活用する場合)】

社会福祉連携推進法人

大学等福祉・介護人材養成施設への募集活動や合同説明会の開催
合同の職員研修の実施、社員間の人事交流の調整

(社員)

特別養護老人ホームA

特別養護老人ホームB

特別養護老人ホームC

⇒ 学生等への訴求力の向上、福祉・介護人材の資質向上、採用・研修コストの縮減が期待

所轄庁(都道府県知事、市長(区長)、指定都市の長、厚生労働大臣のいずれか)
認定・指導監督

社会福祉連携推進協議会

- 社会福祉連携推進法人制度等の社会福祉法人の連携方策の普及を図るため、実践事例の紹介やパネルディスカッションを行う「令和4年度社会福祉連携推進協議会」を2月9日に開催予定。
- 昨年12月8日付けで開催案内を送付しているので、希望する自治体におかれては、参加登録をお願いしたい。

1 目的等

- ✓ 令和4年4月から施行された社会福祉連携推進法人制度を含む社会福祉法人の連携方策について、社会福祉連携推進法人の経営者や設立予定者等の関係者による協議を行い、制度のメリットの共有及び制度の普及を図るとともに、今後の制度の展開に資することを目的とする。
- ✓ 協議会においては、次に掲げる事項について協議を行う。
 - (1) 社会福祉連携推進法人制度の推進について
 - (2) 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業の推進について
 - (3) その他

2 令和4年度社会福祉連携推進協議会

【日時・場所】

令和5年2月9日（木）14:00～16:00 オンライン（Zoom等）

【対象】

- 社会福祉連携推進法人及びその認定所轄庁（構成員として）
- 社会福祉連携推進法人の設立予定法人、「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の補助実績のある法人、その他法人間連携に興味のある社会福祉法人や所轄庁等

【内容】

- 社会福祉連携推進法人による事例紹介
…社会福祉連携推進法人リガーレ、社会福祉連携推進法人リゾムウェル、社会福祉連携推進法人日の出医療福祉グループ
- 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業の事例紹介
…社会福祉法人等のネットワーク化による協働推進事業担当者会議（静岡県）、上益城地域介護連携協議会（熊本県）
- パネルディスカッション、質疑応答

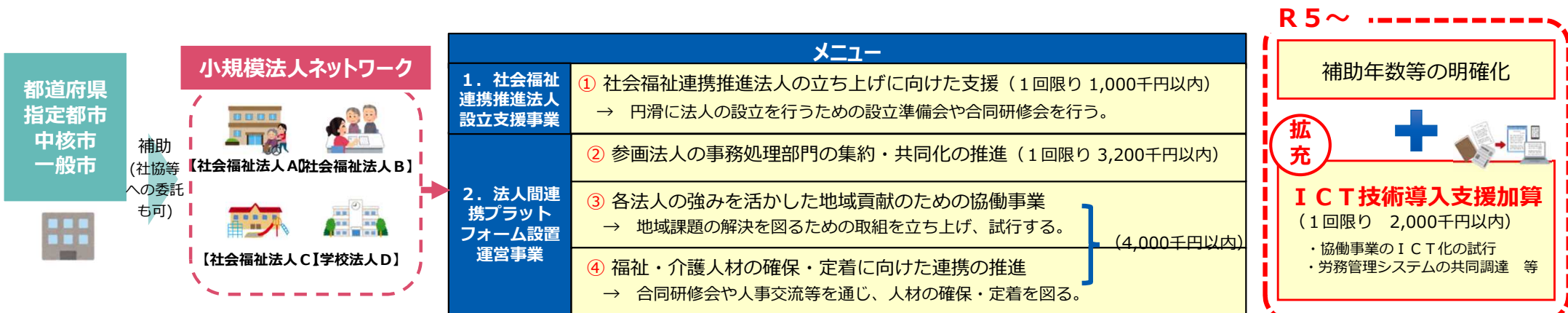
令和5年度当初予算(案) 3.5億円 (3.5億円(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数))

1 事業の目的

- 本事業は、小規模な社会福祉法人においても、「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすため、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行するとともに、協働事業に十分な人員体制の確保のため、合同研修や人事交流等の、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組を推進する事業である。
- また、希望するネットワークは、参画法人の事務処理部門の集約・共同化を行うことにより、参画法人の事務の効率化を図るとともに、令和4年4月から新たに施行され、より強固な連携・協働を行うことが可能となる「社会福祉連携推進法人」に移行することを見据えた基盤作りも可能。
- 令和4年度予算からメニュー化された「社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援」とあわせ、小規模法人の連携・協働化の支援を推進。

2 事業の概要・スキーム

- 社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、社会福祉連携推進法人の設立を推進するとともに、その設立に至らない小規模法人についても、引き続き連携による機能強化や基盤作りが重要。
- そのため、本事業について、補助年数等を明確化しつつ引き続き推進するとともに、取組を効率的・効果的に行うため、新たにICT技術を活用して取組を行う法人間連携プラットフォームに対する加算を新設する。
- 補助スキーム：国→都道府県・指定都市・中核市・一般市(特別区含む) (定額補助)



11 矯正施設退所者等の地域生活定着支援について

(1) 現状・課題

- 地域生活定着促進事業では、高齢又は障害のある矯正施設退所者等を福祉サービス等につなげる支援（いわゆる「出口支援」）に加え、令和3年度から被疑者等への支援（いわゆる「入口支援」（被疑者等支援業務））を開始している。
- これらを着実に実施するとともに、新たな支援ニーズ等に対応していくため、国と地方の適切な協働を推進するとともに、地域の実情等を踏まえつつ、支援の質の向上、センターの効率・効果的かつ持続的な運営の確保等を図ることが課題となっている。

(2) 令和5年度の取組

- 国庫補助の方式を3/4相当の定額補助から、国3/4、都道府県1/4の定率補助へ変更。これに伴い発生する都道府県負担分については、地方財政措置が講じられる予定。
- 国庫補助において、高い専門性や経験を有し、他の機関と協働した包括的な支援や人材の育成等ができる高度な人材を配置するセンターへの加算を創設。

(3) 依頼・連絡事項

- 本事業の意義等を十分に御理解いただき、各都道府県におかれては、引き続き、必要な事業費及び都道府県負担に係る予算の確保・執行をお願いします。
- 被疑者等支援業務については、関係機関と協議を積み重ねるなどの連携構築を図った上で事業実施をお願いします。また、弁護士との連携を含めた支援を円滑かつ着実に、そして効果的に実施できるよう併せてお願いします。
- 支援対象者の円滑な地域生活への移行のため、市町村や関係機関等と連携し、既存の福祉的支援等との一体的実施や他に利用可能な事業の活用等、地域の社会資源を生かした事業実施をお願いします。
- 効率的な業務の実現や支援の質の向上、センターの持続的な運営の確保等を図るため、令和4年度第二次補正予算における地域生活定着支援センターICT化支援事業の積極的な活用をお願いします。

令和5年度予算案額 395億円の内数 (386億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、各都道府県の設置する地域生活定着支援センターが、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援や地域生活への定着のための支援を行うことにより、地域共生社会の実現を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

事業の概要

- (1) コーディネート業務 (矯正施設退所予定者の福祉サービス等の利用調整)
- (2) フォローアップ業務 (矯正施設退所者の受入れ施設等へのフォロー)
- (3) 相談支援業務 (犯罪をした者やその家族等からの相談への支援)
- (4) 被疑者等支援業務 (被疑者等を福祉サービス利用調整や継続的援助)
- (5) 関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等

➤ 支援の質の向上等

● 特別支援体制加算の創設【新規】

精神医療等との連携など専門的な対応のニーズが高まっていること等を踏まえ、高い専門性や経験を有し、他の機関と協働した包括的な支援や人材の育成等ができる高度な人材を配置するセンターへの加算を創設。

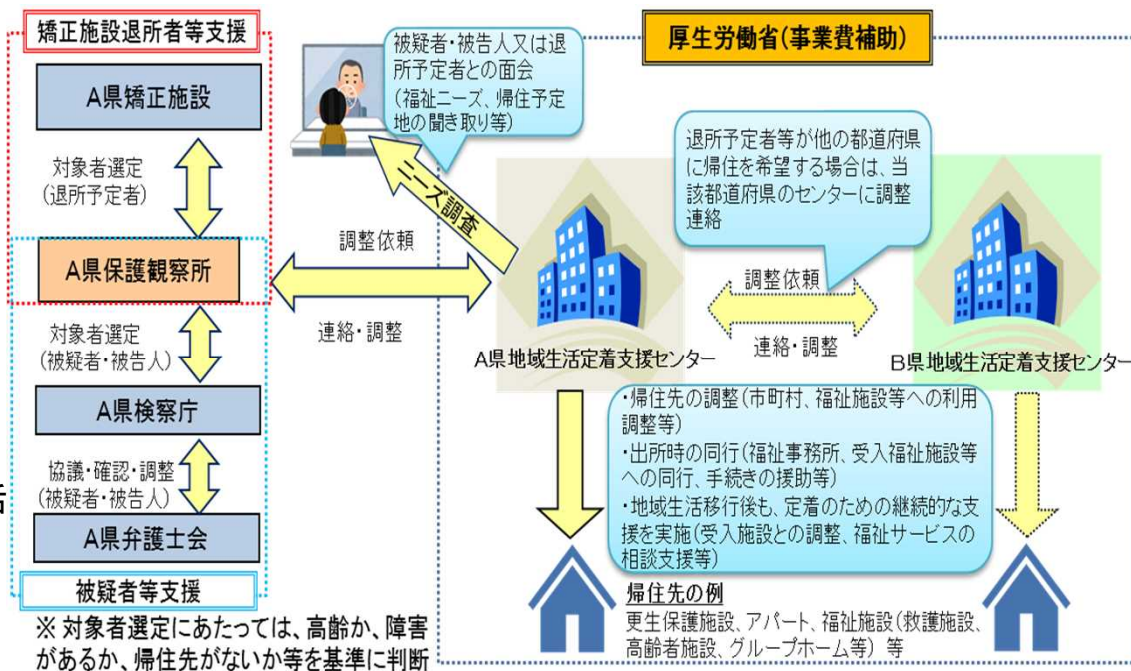
【参考】

● 地域生活定着支援センターICT化支援事業

(令和4年度第二次補正予算額 1.6億円)

タブレット端末等のICT機器等の導入支援や業務効率化に向けたコンサルティングの実施により、効率的な業務の実現や支援の質の向上、センターの持続的な運営の確保を図る。

スキーム図



実施主体

実施主体: 都道府県

(全都道府県で実施。社会福祉法人等に委託可)

補助率: 3/4

※ 3/4相当の定額補助から、**国3/4、都道府県1/4の定率補助へ変更**
(都道府県負担分については、地方財政措置予定)

スライド64～66は、子ども家庭局資料
「6. 特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援
(4) ひとり親家庭等の自立支援及び困難な
問題を抱える女性への支援等の推進について」
より引用

(参考) 婦人保護の移管について

- ※ こども家庭庁の設置に伴い、令和5年度から新たに設置される社会・援護局総務課女性支援室に移管予定

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（議員立法）のポイント

- **女性をめぐる課題**は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（新法）（令和6年4月1日施行）

■ 目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ 教育・啓発

■ 調査研究の推進

■ 人材の確保

■ 民間団体援助

■ 国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■ 都道府県基本計画等

⇒ 施策の実施内容

■ 支援調整会議（自治体）

⇒ 関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター
(旧名：婦人相談所)

女性相談支援員
(旧名：婦人相談員)

女性自立支援施設
(旧名：婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■ 支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
⇒ 官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■ 国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則 (主な規定)

第1条 目的
第2条 定義
第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分 (主な罰則)

第5条 勧誘等
第6条 周旋等
第11条 場所の提供
第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分 (主な規定)

第17条 補導処分
第18条 補導処分の期間
第22条 収容

廃止

第4章 保護更生 (主な規定)

第34条 婦人相談所
第35条 婦人相談員
第36条 婦人保護施設
第38条 都道府県及び市の支弁
第40条 国の負担及び補助

存続

令和5年度当初予算（案） 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数（22億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 婦人保護事業の担い手となる婦人相談員の手当を支給することで必要な人材を確保するとともに、各種研修受講等を推進することで、専門性の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 婦人相談員の業務内容や勤務実態を踏まえ、研修受講の有無や経験年数に応じた手当を支給することで、必要な人材を確保し、適切な支援を提供することを目的とする。
- さらに、婦人相談員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や、派遣中の代替職員の配置に要する経費を補助する。

【拡充内容】

- 一定の経験を有し、特定の研修を受講した者を**統括婦人相談員又は主任婦人相談員として配置した場合の処遇改善**を実施。

3 実施主体等

<実施主体>

都道府県・市

<補助率>

国5/10（都道府県・市5/10）

<補助単価>

1. 婦人相談員手当等

(1) 婦人相談員手当

- ア 基本額 研修修了者：月額 197,700円、研修未修了者：月額 153,900円
- イ 経験年数加算（R4～）
 - i 経験年数3～9年の者 研修修了者：月額 4,500円 ×（経験年数-2年）
研修未修了者：月額 3,500円 ×（経験年数-2年）
 - ii 経験年数10年以上の者 研修修了者：月額 45,000円
研修未修了者：月額 35,000円
- ウ 期末手当（R4～） 研修修了者：年額 504,130円
研修未修了者：年額 392,440円

(2) 統括婦人相談員加算 月額 40,000円【新規】

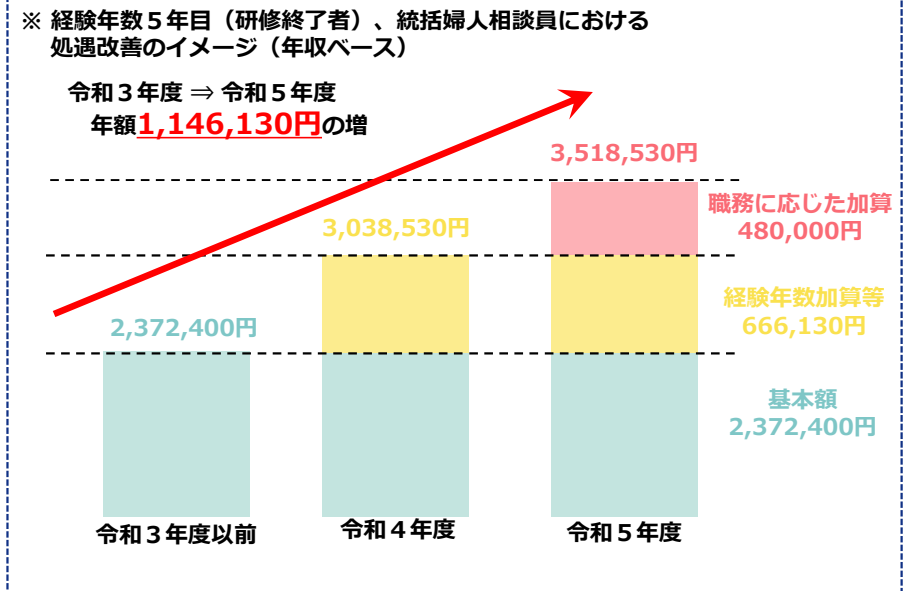
(3) 主任婦人相談員加算 月額 5,000円【新規】

2. 婦人相談員活動費

- ア 都道府県 婦人相談員の数 × 58,000円
- イ 市 婦人相談員の数 × 49,000円
- ウ 研修旅費 1人あたり年額 46,360円
- エ 代替職員 1自治体あたり年額 238,080円

3. 相談員配置実績等（令和2年度）

相談員数：1,533人
相談対応件数：延べ407,942件（実163,393件）



令和5年度当初予算（案） 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数（一） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和4年5月19日成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える女性に適切な支援を提供するための体制整備を図ること等を目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1) 都道府県基本計画等の策定支援

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、都道府県基本計画等の策定に必要な費用（人件費、調査費、会議費等）の一部を補助する。

(2) 婦人相談員等専門職採用活動支援事業

困難な問題を抱える女性に適切な支援を提供するための人材や専門性の確保（セミナー、インターンシップの受入れ、採用予定者に対する研修等）に必要な費用（人件費、旅費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費等）の一部を補助する。

(3) ICT導入支援事業

ICTを活用した支援及び支援に関する記録等の情報管理や、自治体と民間の支援団体が連携するためのシステム構築等に必要な費用の一部を補助する。

(4) その他婦人保護施設等への支援

① 生活向上のための環境改善事業

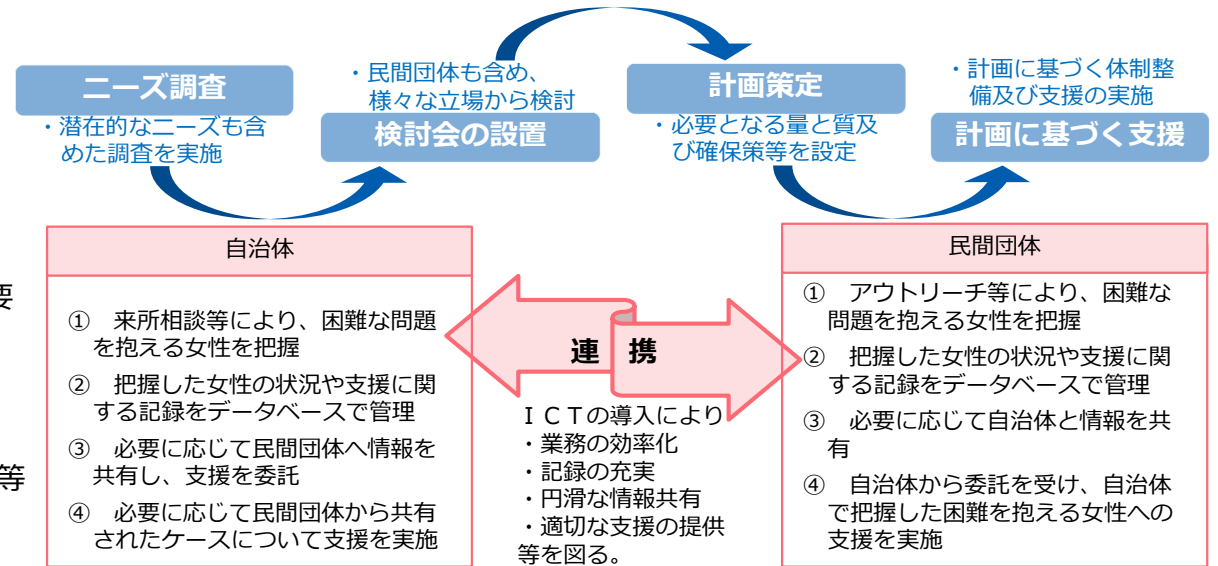
婦人保護施設、婦人相談所及び婦人相談所一時保護所の入所者等の生活向上を図るための改修等に必要な費用の一部を補助する。

② 身元保証人確保対策事業

婦人保護施設等に入所中・退所した者等が就職する際等に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約に必要な費用の一部を補助する。

③ 職員の資質向上のための研修事業

職員の資質向上や研修指導者の養成を図るため、施設種別・職種別に行われる研修への参加に必要な費用の一部を補助する。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・市町村 1 / 2

【補助単価】

(1) 1自治体あたり2,647千円 (2) 1自治体あたり2,766千円 (3) 1自治体あたり1,320千円、1団体あたり1,386千円 等

社会・援護局（社会） 施策照会先一覧

施策事項	所管課室	担当係	担当者	内線
1 生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直しに関する検討状況等	保護課 生活困窮者自立支援室	企画法令係	杉本	2827
		法令係	金崎	2217
2 生活保護基準の見直しについて	保護課	基準係	岡本	2996
3 生活困窮者自立支援制度の推進等について	生活困窮者自立支援室	相談支援係	加藤(浩)	2879
		居住支援係	加藤(豪)	2874
4 生活保護制度等について	保護課	総務係	高橋	2824
5 地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進について	地域共生社会推進室	支援調整係	千葉	2289
6 自殺対策の推進について	自殺対策推進室	企画調整係	山田	2837
7 ひきこもり支援について	地域福祉課	地域福祉係	岩本	2219
8 成年後見制度の利用促進について	成年後見制度利用促進室	自治体支援係	岩崎	2228
9 福祉・介護人材確保対策について	福祉人材確保対策室	マンパワー企画係	田本	2849
10 社会福祉法人制度等について	福祉基盤課	法人経営指導係	小畑	2871
11 矯正施設退所者等の地域生活定着支援について	総務課	—	酒谷	2816

(厚生労働省 代表電話 03-5253-1111)